
第4期墨田区障害者行動計画(前期)



平成23(2011)年3月

墨 田 区

はじめに

近年のわが国の障害者施策は、平成 15 年 4 月に障害者自らがサービスを選択し契約により利用する支援費制度が導入され、平成 18 年 4 月から施設・事業の再編や障害者の就労支援の強化などをめざす「障害者自立支援法」が施行されるなど、大きく変化してきています。

本区では、「障害者自立支援法」の施行を踏まえ、グループホーム、心身障害児療育施設、障害者通所施設の整備などにも力を入れ、障害者施策の着実な推進を図ってまいりました。

しかしながら、国において障害者関連施策の改革が検討され始めるなど、障害者福祉施策を取り巻く環境は新たな展開を迎えようとしています。

この度、「第 3 期墨田区障害者行動計画（後期）」の最終年度にあたるとともに、障害者福祉施策を取り巻く環境変化も踏まえつつ計画の改定を行いました。

「第 4 期墨田区障害者行動計画（前期）」は、墨田区の障害者施策の推進を図るための基本的な指針を示すものとして、平成 23 年度から 32 年度までの 10 年間の前期計画（4 年間）として策定しています。

計画の改定にあたりましては、墨田区障害者施策推進協議会で検討を重ねるとともに、障害者の皆様、団体や関係機関の皆様から広くご意見をいただきながら進めてまいりました。

今後とも、「ノーマライゼーション」の理念である障害のある人もない人も社会の一員として、住み慣れた地域で共に尊重しあいながら暮らし続けられるよう、区民の皆様や関係機関の協力を得ながら、本計画の着実な推進を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 23 年 3 月

墨田区長 山 崎 昇

第4期墨田区障害者行動計画（前期）

目次

I. 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画の性格	2
3. 計画期間	3
4. 計画の策定方法と計画の評価	4
(1) 計画の策定体制及び方法	4
(2) 計画の評価	5
II. 障害者を取りまく状況	6
1. 国における障害者施策の動向	6
(1) 完全参加と平等の推進	6
(2) 法改正及び計画策定の動向	6
(3) 障害者福祉施策にかかる国の動向	7
2. 東京都における障害者施策の動向	9
3. 障害者権利条約の締結にむけた制度改革の動向	9
4. 墨田区の人口と障害者数の推移	11
(1) 総人口の推移	11
(2) 障害のある人の推移	12
(3) 障害の種別・程度・年齢構成	13
5. 墨田区におけるサービス利用状況	15
(1) 自立支援給付	15
(2) 地域生活支援事業	16
(3) 区内の施設整備・利用状況等	18
6. 第3期行動計画(後期)期間中の主な取り組み	21
(1) 充実・拡充した事業	21
(2) 新規事業	21
III. ノーマライゼーション推進にむけた 基本的考え方	23
1. 計画の基本理念	23
2. 計画の基本目標及び重点事業	24

IV. 施策の体系と事業の展開	30
1. 施策の体系	30
2. 個別事業の展開	31
(1) 障害のある子どもを支援する	31
(2) 社会参加を支援する	36
(3) 就労を支援する	41
(4) 地域生活を支援するサービスを充実する	45
(5) 地域生活を支える体制を整える	50
(6) 安心・安全に暮らせるまちをつくる	55
(7) 施策の推進体制を整備する	61
資料 1. 計画策定のための体制	64
(1) 墨田区障害者施策推進協議会設置要綱	64
(2) 墨田区障害者施策推進協議会委員	65
(3) 墨田区地域福祉計画推進本部設置要綱	66
(4) 検討経過	68
資料 2. 用語（キーワード）の解説	69

Ⅰ．計画の策定にあたって

1．計画策定の目的

墨田区においては、障害者施策の推進を図るための基本的指針を示すものとして、平成13年に「すみだノーマライゼーション推進プラン21～第3期墨田区障害者行動計画」（平成13年度～同22年度）を、計画の中間年度にあたる平成18年には同計画の後期計画（平成18年度～同22年度）を策定し、グループホームの整備や交通バリアフリー基本構想の策定、障害者就労支援センターの開設等、障害者施策の着実な推進を図ってきました。

この間、平成15年4月に障害者支援費制度が導入され、平成18年4月（一部10月）には、施設・事業の再編や施設や病院からの地域生活への移行や就労支援の強化などをめざす障害者自立支援法が施行されるなど、障害のある人の福祉保健をめぐる状況は、大きく変化しています。

同法では、障害福祉サービス等を安定かつ円滑に提供できる体制づくりを推進するため、各自治体に「障害福祉計画」の策定を義務付けています。本区においても、平成18年度から平成20年度までの前期（第1期）計画、平成21年度から平成23年度までの後期（第2期）計画を策定し、施策の推進を図っているところです。

また、平成22年7月に本区の人口は、25万人を超えました。転入などによる社会増も含め、本区における障害者数はさらに増加しており、核家族化・高齢化が進展しているなか、地域での自立生活を基本に、それぞれの障害の特性に応じ、生涯を通じた切れ目のない支援ができる「すみだ」の地域づくりが一層重要となっています。

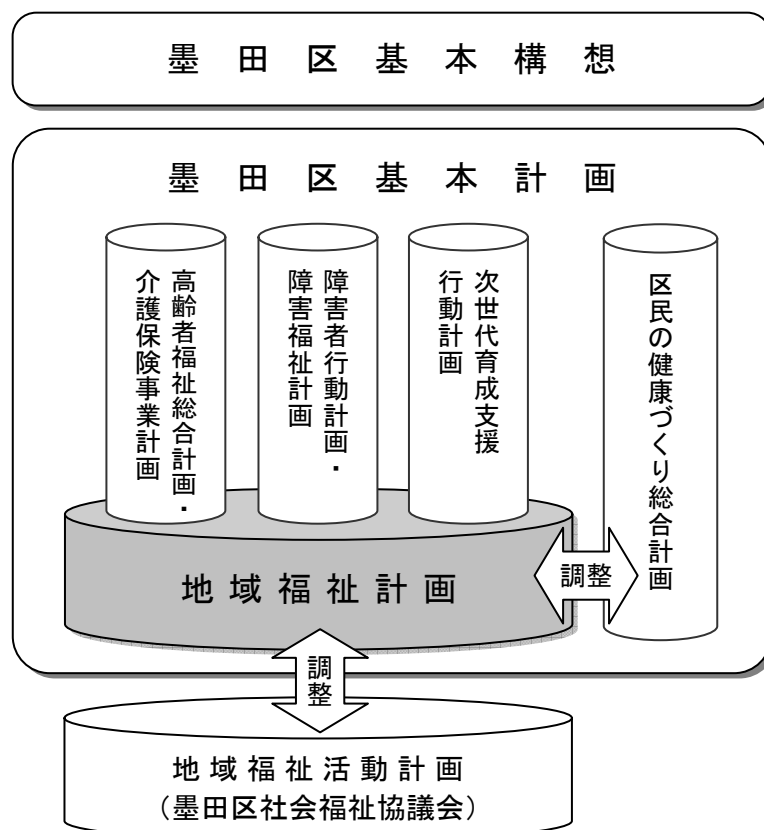
このような障害のある人を取り巻く環境の変化等を踏まえ、障害のある人が社会の一員として、生涯にわたり住み慣れた「すみだ」に暮らし続けることができる地域づくりにむけて、本区の障害者施策体系を見直し、平成23年度以降の施策の方向性を明確にするとともに、障害者福祉の一層の向上を図ることを目的として、計画の策定を行います。

2. 計画の性格

本計画は、本区における障害者施策に関する行動計画であり、障害者施策について今後取り組むべき施策を総合的・体系的かつ具体的に定めるものです。

区の将来像を描いた「墨田区基本構想」及び基本構想に基づく「墨田区基本計画」、区の福祉分野における基礎的な計画である「墨田区地域福祉計画」との整合性を保ちつつ策定しています。

また、本計画は障害者基本法に基づく区における障害者施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）としての性格を有しています。個々の障害福祉サービスの必要量の見込みや確保方策については、障害者自立支援法に基づく「墨田区障害福祉計画」に定めています。



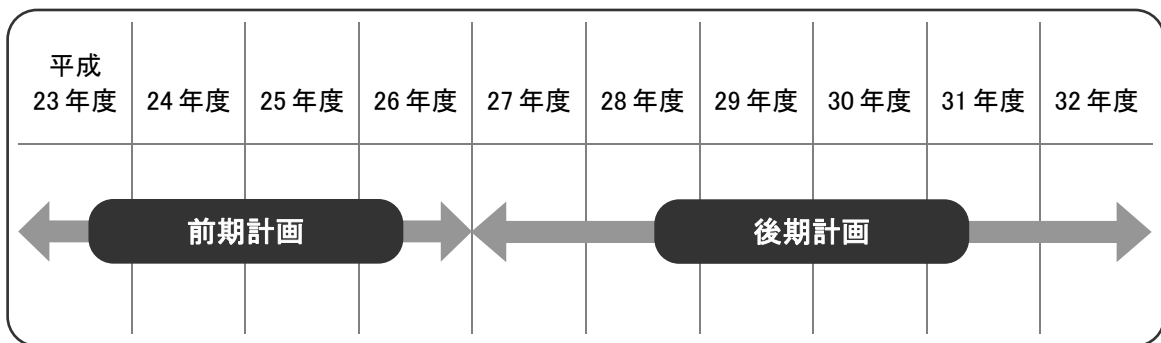
障害者計画：障害者基本法第9条第3項の規定に基づき、障害者に関する基本的な計画として策定する計画

障害福祉計画：障害者基本法の基本理念にのっとり、必要な障害福祉サービスの提供体制を確保するために、障害者自立支援法第88条第1項の規定に基づき策定する計画

3. 計画期間

本計画は、平成 23 年度からの 10 年間を計画期間とする計画の前期計画です。前期計画の計画期間は、「障害福祉計画」と調整を行うため平成 23 年度から平成 26 年度までの 4 年間とします。

前期計画が終了する平成 26 年度までに計画の見直しを行い、平成 27 年度から平成 32 年度までの 6 年間を計画期間とする後期計画を策定します。



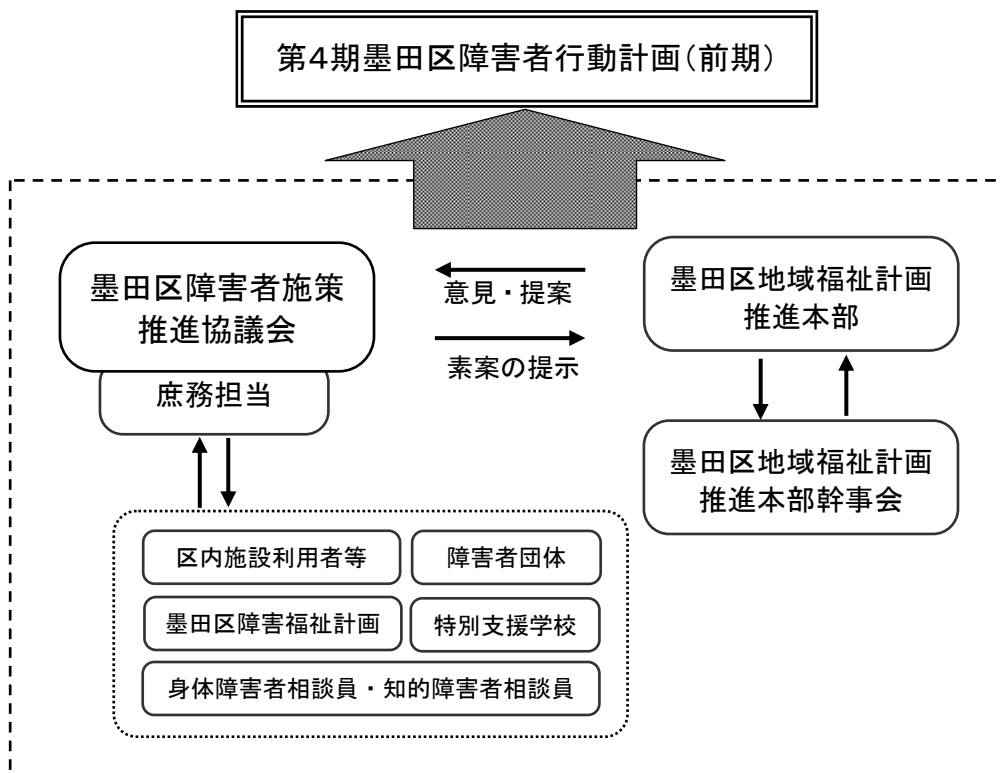
4. 計画の策定方法と計画の評価

(1) 計画の策定体制及び方法

本計画は、区内における障害者団体等の代表者等を含む「墨田区障害者施策推進協議会」及び区長を本部長として、副区長、教育長、各部長で構成される「墨田区地域福祉計画推進本部」が中心となり、相互に連携・調整を図りながら審議・検討し、策定を行いました。

また、施設等を利用している障害者からの意見聴取や障害者団体との意見交換の機会の設置、パブリック・コメント（意見募集）など、障害のある人や区民の意見を計画に取り入れるための取り組みをすすめ、計画への反映を図りました。

計画の策定体制



関係団体等との意見交換等

身体・知的障害者相談員	平成 22 年 4 月 22 日(木) 午前 10 時～12 時 リバーサイドホール 会議室
区内施設利用者に対する意見聴取 (身体障害、知的障害、精神障害の各施設等)	平成 22 年 6 月 28 日(月)～ アンケート配布
墨田区障害者団体連合会	平成 22 年 9 月 15 日(水) 午後 6 時～7 時 亀沢のぞみの家 会議室

(2)計画の評価

本計画は、「墨田区障害者施策推進協議会」の意見を踏まえ、「墨田区地域福祉計画推進本部」において、各年度に事業の進ちよく状況及び計画達成状況の評価を行います。

II. 障害者を取りまく状況

1. 国における障害者施策の動向

(1) 完全参加と平等の推進

国は、昭和 56 年の「国際障害者年」を契機として、ノーマライゼーション社会構築への視点から障害者施策充実にむけた取り組みを始めました。国際障害者年以降も、「アジア太平洋障害者の十年」（平成 4 年から開始、平成 14 年から 10 年延長）や「障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約（障害者権利条約）」制定の決議（平成 13 年、第 56 回国連総会にて決議案採択）、日本の障害者権利条約への署名（平成 19 年）など、「完全参加と平等」の実現にむけた取り組みが行われています。

(2) 法改正及び計画策定の動向

昭和 45 年制定の「心身障害者対策基本法」が大幅に改正され、平成 5 年には、共生社会の実現を掲げた「障害者基本法」が制定されました。この法律により、昭和 57 年に「障害者対策に関する長期計画」が、平成 4 年に「障害者対策に関する新長期計画」（平成 5 年度～同 14 年度）（障害者基本法に基づく「障害者基本計画」）が策定され、障害者対策の総合的、効果的推進が図られることとなりました。

また、平成 7 年には、重点施策実施計画として「障害者プラン～ノーマライゼーション 7 か年戦略」（平成 8 年度～同 14 年度）が策定されました。「障害者プラン」は、「障害者基本計画」を具体化させるための内容を定めたもので、平成 14 年度末でその役割を終えています。

平成 14 年 12 月にはこれらの計画のノーマライゼーションやリハビリテーションといった理念を継承するとともに、国民だれもが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現を掲げた新しい「障害者基本計画」（平成 15 年度～同 24 年度）、「重点施策実施 5 か年計画（新障害者プラン）」（平成 15 年度～同 19 年度・平成 20 年度～同 24 年度）が決定され、重点施策と達成目標が数値目標として明記されました。

(3)障害者福祉施策にかかる国の動向

障害者施策とは、昭和45年に定められた「障害者基本法」に則って国及び地方公共団体等がその責務によって行なう、障害者の自立及び社会参加の支援等に係る総合的及び計画的な一連の施策を示します。

平成15年には、措置から契約に福祉サービス利用のしくみの変換を図った支援費制度が始まり、障害者福祉施策は大きな変革の時を迎えました。

平成16年の「障害者基本法」の改正では、「障害を理由とする差別の禁止」が明記されると同時に、都道府県及び区市町村における障害者計画の策定が義務づけられました（区市町村は平成19年4月から施行）。

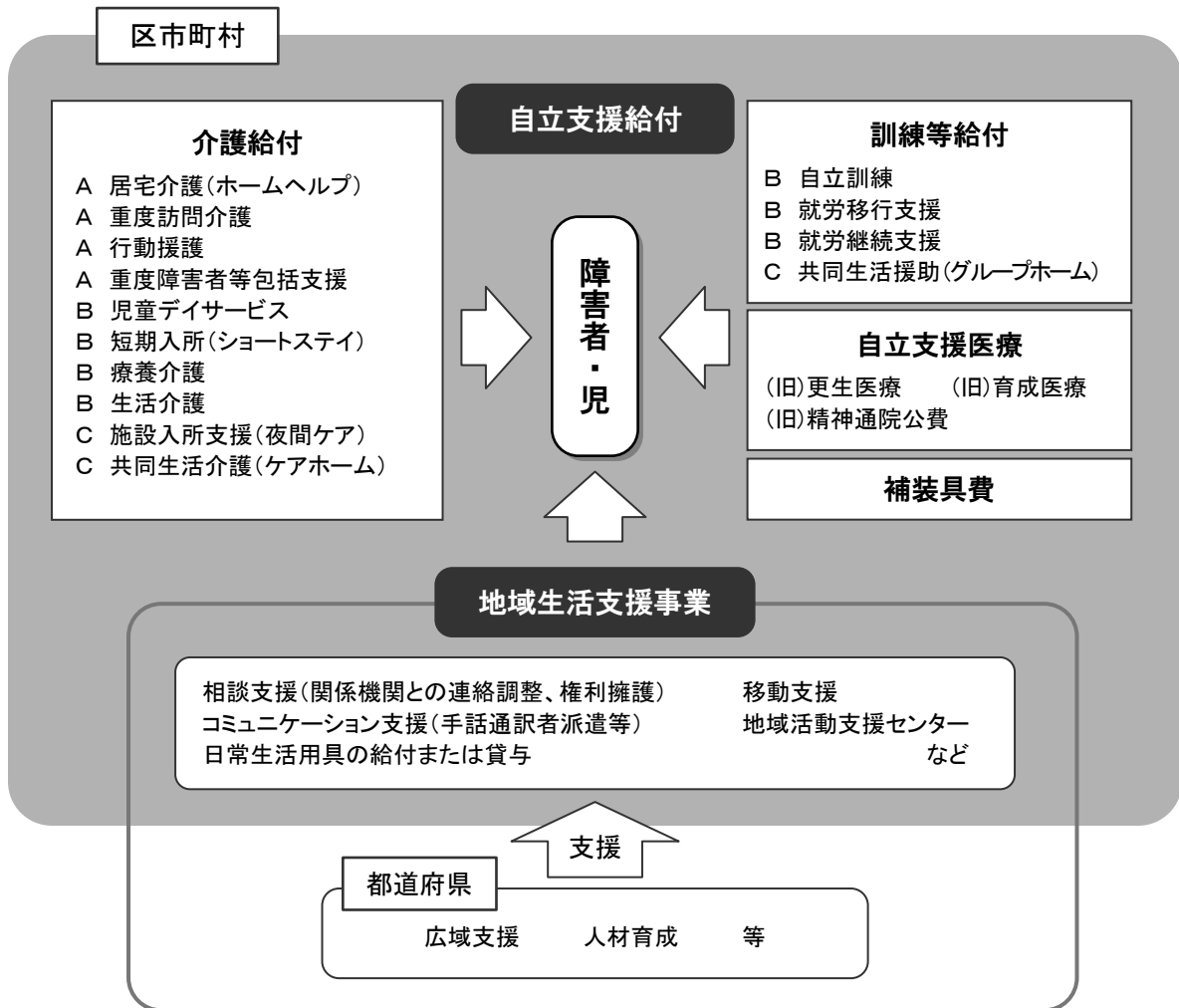
また、平成16年には、発達障害のある人の社会参加を支援するため「発達障害者支援法」が制定されています。

そして、平成18年4月から身体・知的・精神の3障害に関するサービスの一元化、施設体系の再編、自己負担の導入を図るとともに、総合的かつ計画的なサービス提供体制を確保することを区市町村の責務とした「障害者自立支援法」が施行されました。

障害者施策の動向〔平成15年以降〕

年次	障害者施策の動向〔平成15年以降〕
平成15年	支援費制度開始
平成16年	障害者基本法の一部改正・施行 「今後の障害保健福祉施策について」(改革のグランドデザイン(全体構想)案)発表 発達障害者支援法の制定（平成17年4月施行）
平成17年	障害者雇用促進法の一部改正（平成18年4月施行(一部平成17年10月施行) －精神障害者に対する雇用対策の強化等 障害者自立支援法の制定（平成18年4月施行(一部10月施行)）
平成18年	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)の制定 (平成18年12月施行) 学校教育法の一部改正（平成19年4月施行） 教育基本法の一部改正・施行
平成20年	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱の策定 障害者雇用促進法の一部改正（平成21年4月施行） －中小企業における障害者雇用の促進、短時間労働に対応した雇用率制度見直し等

障害者自立支援法に基づくサービスの全体像



※Aは訪問系サービス、Bは通所・日中活動系サービス、Cは居住系サービス
 ※地域生活支援事業の内容や利用手続きの方法は、区市町村によって異なる

あわせて、平成18年4月から精神障害者に対する雇用対策の強化等を内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（障害者雇用促進法）」が施行されました。

また、教育の分野でも、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う特別支援教育への転換が図られるなど、新たな教育体制及びシステムの構築をめざし、学校教育法等の関係法令が改正されました。

一方、建築物や交通のバリアフリー化については、平成18年12月に「ハートビル法」（平成6年制定）と「交通バリアフリー法」（平成12年制定）を統合し、障害者や高齢者が移動しやすいまちづくりを一体的にすすめる「バリアフリー新法」が施行されています。

2. 東京都における障害者施策の動向

東京都では、平成4年に障害者福祉の長期計画である「ノーマライゼーション推進プラン」を策定し、平成10年に同計画を改定しています。

また、平成12年12月に「東京都福祉改革推進プラン」、平成14年2月には「TOKYO福祉改革STEP2」がまとめられ、施設偏重の施策から地域生活を重視した福祉への転換、多様なサービス提供主体の参入促進による利用者選択を支えるしくみづくりを基本的な視点とする、大都市東京の特性に基づいた独自の取り組みが図られました。

さらに、平成15年には、障害のある人が地域で自立して生活できる環境整備を一層推進するための「障害者地域生活支援緊急3か年プラン」（平成15年度～同17年度）、平成16年には、障害児の教育に関する国の動向などを踏まえ、都における特別支援教育の推進に関する展望を明らかにする「東京都特別支援教育推進計画」（平成16年度～同25年度）が策定されています。

福祉のまちづくりの分野では、高齢者や障害者を含めたすべての人が利用しやすいユニバーサルデザイン（万人むけ設計）の考え方を基本とし、建築物等の整備と公共交通による移動の円滑化を図る「東京都福祉のまちづくり条例」が平成12年に改正されました。平成16年には、身体障害者・高齢者が利用しやすい建築物の整備を目的とした国の「ハートビル法」の改正を受け、「東京都ハートビル条例」が施行されています。

3. 障害者権利条約の締結にむけた制度改革の動向

障害のある人をとりまく国際的な動向として、「障害者権利条約」が平成18年の国連総会において採択、平成20年5月に発効されました。

こうした動向を踏まえ、平成21年12月に内閣に「障がい者制度改革推進本部」が設置され、同本部及び同本部に設置された「障がい者制度改革推進会議」において、障害者権利条約の締結（批准）に必要な法整備をはじめとする障害者制度改革にむけた検討が行われています。

平成22年6月には「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」として、制度改革推進のための基本的方向・今後のすすめ方が閣議決定されました。これに基づき、今後順次、障害者基本法の改正、障害を理由とする差別の禁止に

関する法律の制定、障害者自立支援法に替わる障害者総合福祉法（仮称）の制定がすすめられることとなります。

制度改革の基本的な考え方

あらゆる障害者が障害のない人と等しく自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加・参画し、地域において自立した生活を営む主体であることを改めて確認する。

また、日常生活又は社会生活において障害者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるものとの視点に立ち、障害者やその家族等の生活実態も踏まえ、制度の谷間なく必要な支援を提供するとともに、障害を理由とする差別のない社会づくりを目指す。

これにより、障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現を図る。



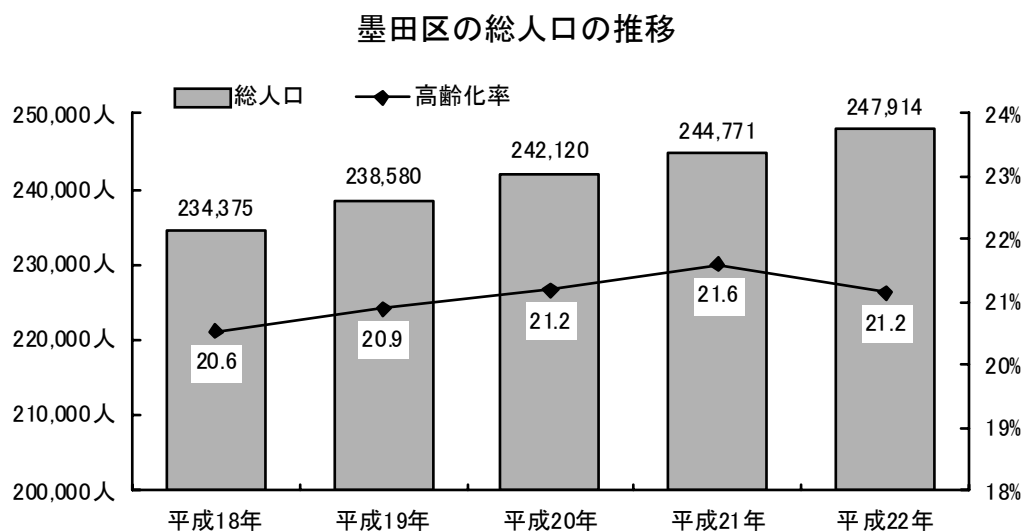
4. 墨田区の人口と障害者数の推移

(1) 総人口の推移

本区における総人口（外国人登録者を含む）は、交通利便性向上の効果や再開発によるマンション建設等を背景に、近年、転入が転出を上回り、平成18年の234,375人から、平成22年には247,914人へと増加しています。さらに、平成22年7月には25万人を超えました。

しかしながら、わが国が本格的な少子高齢社会、人口減少社会を迎えているなか、本区においても合計特殊出生率（一人の女性が生涯に生む平均の子ども数）は平成21年全国平均の1.37を大きく下回っており、平成19年に6年ぶりに1.1台に回復したものの横ばい状態となっています。

一方で、高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）は、平成22年1月1日現在21.2（21.16）%と、全国平均の高齢化率22.7%より低く、平成21年から比べると0.4ポイント下降していますが、東京都の高齢化率20.31%と比較すると0.85ポイント高く、高齢化はすすんでいると考えられます。



※各年1月1日現在

※資料：住民基本台帳人口及び外国人登録者数（但し、高齢化率は住民基本台帳人口による）

総務省統計局「人口推計」平成22年10月1日

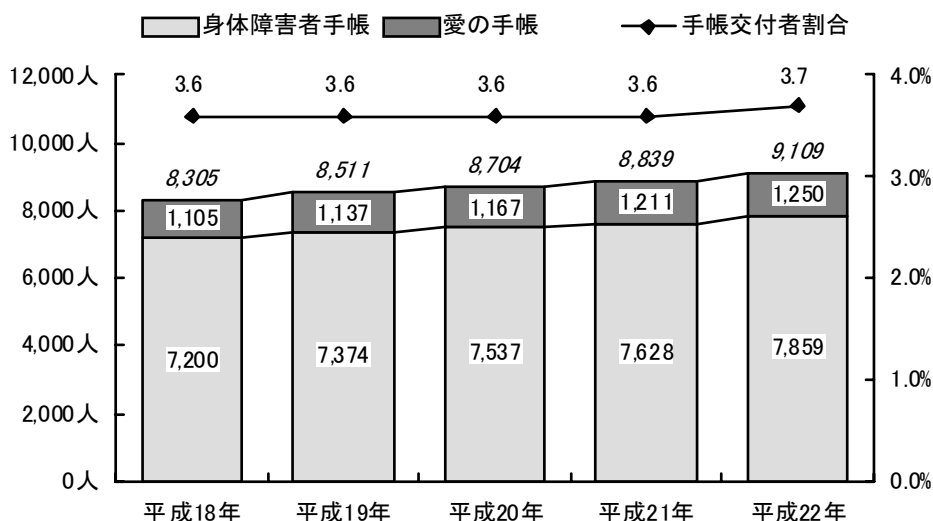
東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」平成22年1月

(2)障害のある人の推移

平成22年3月31日現在の本区における障害者手帳交付者数は、身体障害者手帳交付者7,859人、愛の手帳（知的障害者の手帳）交付者1,250人となっており、「第3期墨田区障害者行動計画」が策定された平成13年から漸増の傾向にあります。

また、精神に障害のある人を精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療申請者の人数でとらえると、平成22年3月31日現在3,715人であり、平成19年3月31日時点の申請者数980人を大きく上回っています。

障害者手帳交付者数の推移



※各年3月31日現在

※身体障害者手帳と愛の手帳（知的障害者の手帳）の重複交付者は、それぞれに計上している

※手帳交付者割合＝手帳交付者数合計／総人口（各年4月1日現在の住民基本台帳）

資料：墨田区の福祉・保健

精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療の申請者数の推移

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
手帳申請	481人	419人	559人	532人	680人
自立支援医療申請	1,532人	561人	2,529人	2,745人	3,035人
合計	2,013人	980人	3,088人	3,277人	3,715人

※各年3月31日現在

※平成17年度までは通院医療公費負担制度であったが、平成18年度からは自立支援医療となった

※精神障害者保健福祉手帳及び通院医療公費負担制度の申請は2年ごとであるため、年により申請者数にばらつきがある

※精神障害者保健福祉手帳及び通院医療公費負担申請件数は、同時申請件数も含む

※資料：墨田区の福祉・保健

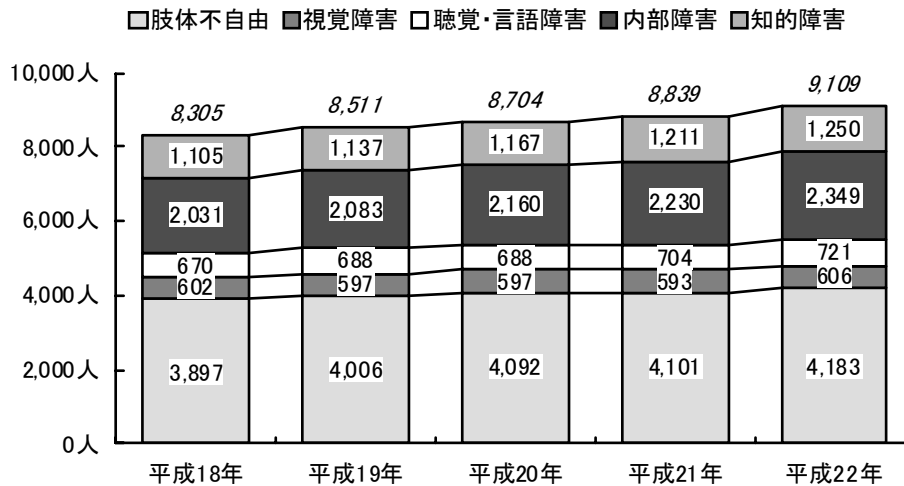
(3)障害の種別・程度・年齢構成

身体障害者手帳交付者の障害の種別は、平成 22 年現在、「肢体不自由」4,183 人、「視覚障害」606 人、「聴覚・言語障害」721 人、「内部障害」2,349 人であり、特に内部障害の人の増加率が高くなっています。

身体障害者手帳交付者の半数以上は1～2級の重度の障害者であり、また、年々65歳以上の高齢者の割合が高くなる傾向にあります。

愛の手帳（知的障害者の手帳）交付者は、平成 22 年現在、1,250 人であり、特に軽度（4度）の人の増加率が高く、また、身体障害のある人と同様に、年々高齢者の割合が高くなってきています。

障害の種別の推移

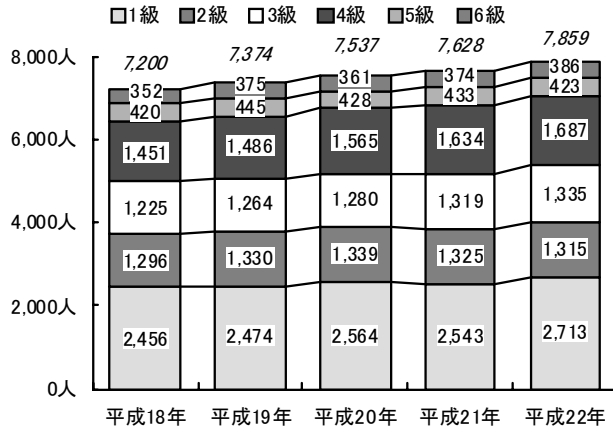


※各年 3 月 31 日現在

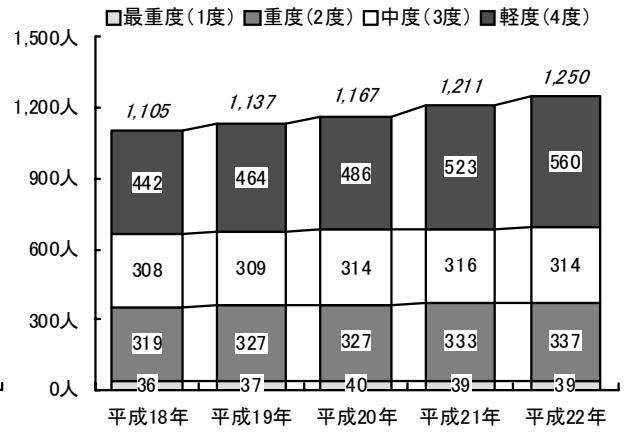
※資料：福祉保健部障害者福祉課

障害の程度の推移

身体障害者手帳交付者



愛の手帳(知的障害の手帳)交付者

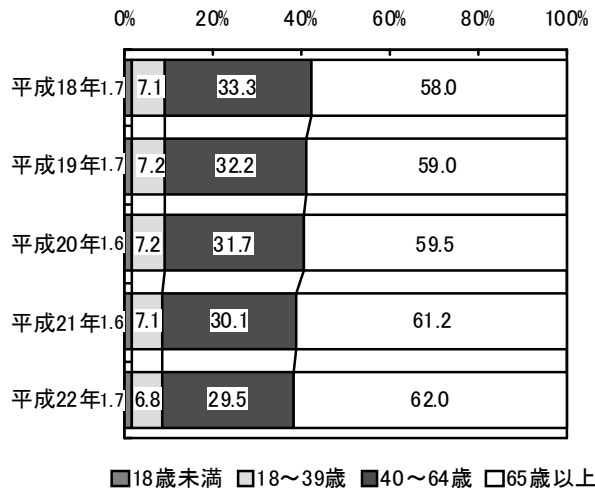


※各年3月31日現在

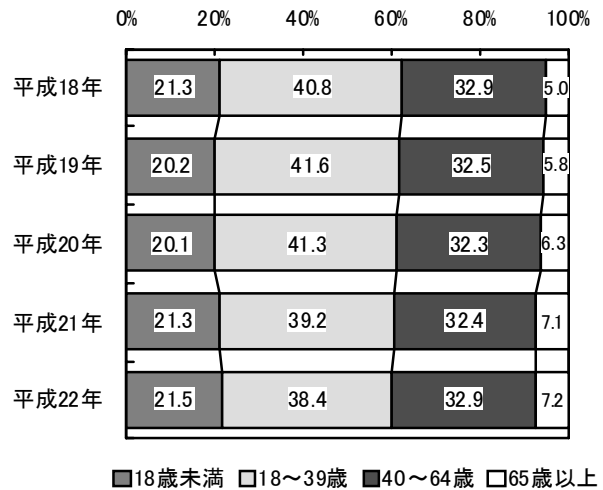
※資料：墨田区の福祉・保健

年齢構成の推移

身体障害者手帳交付者



愛の手帳(知的障害の手帳)交付者



※各年3月31日現在

※資料：福祉保健部障害者福祉課

5. 墨田区におけるサービス利用状況

－障害者自立支援法を中心に－

(1) 自立支援給付

平成18年4月の障害者自立支援法の施行により、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）ごとに提供されていた福祉サービスが一元化され、施設・事業は自立生活支援に重点を置いた体系に再編されました。これにより支援費制度では対象外となっていた精神障害のある人のサービス利用が増加しています。

また、新体系への移行が平成23年度までとされている中、旧法施設や法外施設の移行に伴い、平成21年・平成22年にサービス利用者数が大きく変動しています。

障害福祉サービス(自立支援給付)利用者数

<身体障害>

	種別	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
訪問系サービス	居宅介護・重度訪問介護	102	99	94	97
通所・日中活動系サービス	生活介護	1	3	27	26
	自立訓練(機能訓練)	0	1	0	0
	自立訓練(生活訓練)	0	0	1	1
	就労移行支援(養成含む)	3	1	2	5
	就労継続支援B型	0	2	15	11
	療養介護	8	8	8	7
	身体障害者通所更生施設*	0	0	1	1
	身体障害者通所授産施設*	3	2	4	5
	小計	15	17	58	56
入所・居住系サービス	施設入所支援	3	7	12	26
	身体障害者入所更生施設*	5	5	5	4
	身体障害者療護施設*	12	11	9	1
	身体障害者入所授産施設*	18	14	12	5
	短期入所	3	6	7	8
		小計	41	43	45
	合計	158	159	197	197

<知的障害>

	種別	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
訪問系サービス	居宅介護・重度訪問介護	19	19	15	23
通所・日中活動系サービス	生活介護	3	19	103	163
	就労移行支援(養成含む)	1	5	6	11
	就労継続支援A型	0	0	1	1
	就労継続支援B型	1	4	99	115
	知的障害者通所更生施設*	56	50	2	2
	知的障害者通所授産施設*	159	160	59	59
		小計	220	238	270
入所・居住系サービス	共同生活援助・共同生活介護	68	68	72	93
	施設入所支援	5	18	40	103
	知的障害者入所更生施設*	158	143	122	60
	知的障害者入所授産施設*	7	4	3	3
	通勤寮*	2	3	4	6
	短期入所	17	26	28	23
	小計	257	262	269	288
	合計	496	519	554	662

※各年4月現在（単位：人）

※* 印は旧法施設

※各施設の利用者数には区外施設利用者を含む

※身体障害者施設には、知的障害者の旧法身体障害者施設の利用（旧相互利用）等を含む

※知的障害者施設には、身体障害者の旧法知的障害者施設の利用（旧相互利用）等を含む

※資料：福祉保健部障害者福祉課、福祉保健部保健衛生担当保健計画課

障害福祉サービス利用者数

<精神障害>

	種別	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
訪問系サービス	居宅介護・重度訪問介護	44	51	59	70
日中活動系サービス	自立訓練(生活訓練)	15	7	5	9
	就労移行支援(養成含む)	9	6	3	6
	就労継続支援A型	0	0	1	0
	就労継続支援B型	16	26	70	96
	小計	40	39	79	111
入所・居住系サービス	共同生活援助・共同生活介護	4	13	13	20
	施設入所支援	1	0	0	0
	短期入所	0	1	1	1
	小計	5	14	14	21
合計		89	104	152	202

<障害児>

	種別	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
訪問系サービス	居宅介護・重度訪問介護	13	10	11	13
入所・日中活動系サービス	児童デイサービス	0	0	170	195
	短期入所	4	7	7	3
	小計	4	7	177	198
合計		17	17	188	211

※各年4月現在(単位:人)

※各施設の利用者数には区外施設利用者を含む

※身体障害者施設には、知的障害者の旧法身体障害者施設の利用(旧相互利用)等を含む

※知的障害者施設には、身体障害者の旧法知的障害者施設の利用(旧相互利用)等を含む

※資料:福祉保健部障害者福祉課、福祉保健部保健衛生担当保健計画課

(2)地域生活支援事業

<相談支援事業>

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
障害者相談支援事業	4か所	4か所	4か所	4か所
地域自立支援協議会	0か所	1か所	1か所	1か所

<コミュニケーション支援事業>

	平成18年度(下半期)	平成19年度	平成20年度	平成21年度
手話通訳者派遣事業 ※1	198人	409人	539人	453人
要約筆記者派遣事業 ※2		2人	9人	36人

※1:平成20年度までの実績は「延人数」

※2:平成19年4月から実施

<日常生活用具給付等事業>

	平成 18 年度(下半期)	平成19年度	平成20年度	平成 21 年度
介護訓練支援用具	1 件	4 件	13 件	6 件
自立生活支援用具	13 件	32 件	65 件	66 件
在宅療養等支援用具	10 件	31 件	25 件	22 件
情報・意志疎通支援用具	27 件	44 件	49 件	54 件
排泄管理支援用具	25 件	336 件	376 件	323 件
住宅改修費	3 件	7 件	3 件	13 件

<移動支援事業>

	平成 18 年度	平成19年度	平成20年度	平成 21 年度
個別型(/月) ※3	2, 225. 5 時間	2, 608. 0 時間	2, 728. 0 時間	2, 836. 5 時間

※3：各年度 3 月実績

	平成 18 年度(下半期)	平成19年度	平成20年度	平成 21 年度
車両型(/年)	8, 033 人日	17, 344 人日	14, 771 人日	13, 582 人日

<地域活動支援センター機能強化事業>

	平成 18 年度(下半期)	平成19年度	平成20年度	平成 21 年度
地域活動支援センター 機能強化事業Ⅰ型 ※4	2,016 人日	3,876 人日	5,578 人日	9,422 人日
地域活動支援センター 機能強化事業Ⅱ型 ※5			2,727 人日	2,993 人日
地域活動支援センター 機能強化事業Ⅲ型 ※6				13,188 人日

※4：「Ⅰ型」は友の家で実施

※5：「Ⅱ型」はワクワク工房デイサービスで平成 20 年 4 月から実施

※6：「Ⅲ型」は厚生会館等で平成 21 年 4 月から実施

(3)区内の施設整備・利用状況等

障害のある人を支援するための区内施設の整備状況をみると、グループホーム（共同生活援助）・ケアホーム（共同生活介護）の定員数が、平成18年から平成22年の5年間に62人から110人に増加しています。また、平成22年4月には、児童デイサービス施設と生活介護施設を備えた「すみだステップハウスおおぞら」が新たに開設されました。

なお、平成22年4月現在、グループホーム・ケアホーム及び通所施設の利用待機者はいませんが、入所施設については17名が待機している状況です。今後、特別支援学校卒業者が毎年10人前後で推移すると見込まれており、こうした状況を踏まえた生活の場、日中活動の場の確保が求められています。

区内の障害者関連施設の整備・利用状況

種別	施設名	開設年	定員	利用者数	
通所施設	墨田福祉作業所	昭和53年	60人	44人	
	すみだふれあいセンター福祉作業所	平成5年	60人	53人	
	隅田作業所	昭和55年	20人	23人	
	すみだ花工房	平成9年	20人	26人	
	こらーる・カフェ	平成10年	20人	8人	
	ユニーク工芸	昭和57年	20人	14人	
	ユニークジョブサポート・ビー	平成22年	14人	—	
	自立訓練(生活訓練)	ユニークがらん堂	昭和62年	14人	9人
	就労移行支援	ユニークジョブサポート	平成4年	6人	8人
	児童デイサービス	みつばち園 (すみだ福祉保健センター内)	平成元年	—	216人
		にじの子 (すみだステップハウスおおぞら内)	平成22年	—	—
	生活介護	はばたき福祉園 (すみだ福祉保健センター内)	平成元年	48人	49人
		ひだまり (すみだステップハウスおおぞら内)	平成22年	30人	—
		肢体不自由児者通所訓練所 (亀沢のぞみの家内)	昭和53年	20人	22人
	知的障害者通所授産施設	墨田さんさんプラザ	平成16年	55人	50人

※平成22年3月31日現在（平成22年3月提供実績 国保連合会データ）

※利用者数には区外施設利用者を含まない

種別		施設名	開設年	定員	利用者数
地域活動支援センター	地域活動支援センターⅠ型	友の家	平成12年	—	109人 (登録者数)
	地域活動支援センターⅡ型	ワクワク工房デイサービス	平成16年	20人	20人
	地域活動支援センターⅢ型	すみだ厚生会館	平成元年	20人	17人
		亀沢七福福祉作業所	昭和53年	20人	17人
		向島七福福祉作業所	昭和56年	20人	15人
		つばさ作業所	平成2年	20人	22人 (登録者数)
身体障害者福祉センターB型		身体障害者福祉センター	平成元年	—	447人
短期入所		すみださんさんるーむ	平成12年	3人	7人
グループホーム・ケアホーム	共同生活援助・共同生活介護	暖	平成21年	4人	14人
		海	平成21年	6人	
		風	平成21年	7人	
		空	平成21年	4人	
		華	平成21年	2人	
		かぶと虫	平成17年	4人	4人
		きんしホーム	平成5年	3人	20人
		岡田寮	平成6年	5人	
		両国寮	平成14年	4人	
		横川寮(東墨田寮)	平成15年	7人	
		宮下荘	平成16年	4人	
		ジーエイチ誠和寮	平成16年	4人	
		トモニ福祉サービス八広第一	平成16年	7人	
		トモニ福祉サービス八広第二	平成16年	7人	7人
		トモニ福祉サービス向島	平成17年	7人	3人
		ほーむ大洋	平成21年	6人	
		ほーむアンブレラ	平成22年	14人	
		ふるさとホーム鳩のそば	平成16年	15人	10人
		ふるさとホーム曳舟	平成16年		
		ふるさとホームファミリーハウス	平成19年		

※平成22年3月31日現在(平成22年3月提供実績 国保連合会データ)

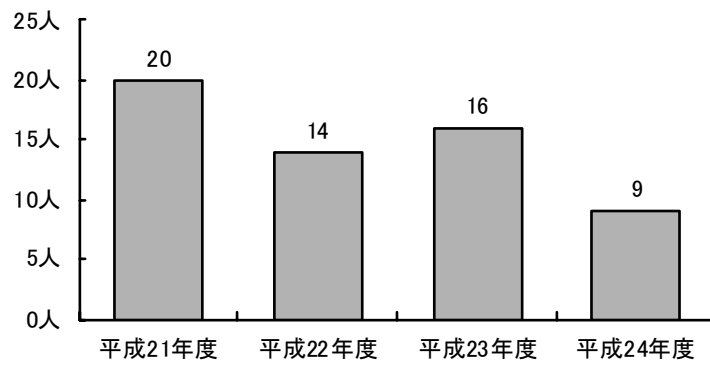
※利用者数には区外施設利用者を含まない

施設種類別待機者数

施設種類別		待機者数
入所施設	知的障害	10人
	身体障害	7人
グループホーム・ケアホーム		0人
通所施設		0人

※平成22年4月1日現在
 ※資料：福祉保健部障害者福祉課

特別支援学校(旧養護学校)等卒業予定者の推移



※墨田特別支援学校、墨東特別支援学校の卒業生が対象
 ※資料：福祉保健部障害者福祉課

6. 第3期行動計画（後期）期間中の主な取り組み

「第3期墨田区障害者行動計画（後期）」期間中（平成18年度～同22年度）に新たに開始した区の事業は、以下のとおりです。

（1）充実・拡充した事業

①移動支援事業の拡充（平成22年度）

対象者の年齢制限を撤廃し、視覚障害の人、愛の手帳または療育手帳を有する人、精神保健福祉手帳を有する人または精神障害を支給事由とする年金を受けている人に加え、肢体不自由の程度が身体障害者手帳1級または2級の人も利用対象としました。また、学童クラブ等への送迎の際の利用も可能とするなど、支給要件の拡充を行いました。

②福祉作業所等自主生産品の共同販売の実施（平成22年度）

区内にある複数の作業所のネットワークである、墨田区福祉作業所等ネットワーク《Kai》（カイ）が、多くの区民が訪れる区庁舎において、可動式ワゴン「SKY WAGON」（スカイワゴン）で、自主生産品の共同販売を開始しました。

③障害児放課後支援事業の実施（平成22年度）

墨田こどもの家の法人化、事業拡大により、障害のある中学生、高校生の放課後、学校休業時の受け入れ対象者を拡大しました。

（2）新規事業

①グループホーム・ケアホーム「ほーむアンブレラ」の整備支援（平成20・21年度）

平成22年3月に社会福祉法人墨田さんさん会が開設した、主たる利用者を知的障害者とするグループホーム・ケアホーム「ほーむアンブレラ」の整備支援を実施しました。

②「すみだステップハウスおおぞら」の開設（平成 22 年度）

平成 22 年 4 月に、旧文花小学校を改修した児童デイサービス施設「にじの子」、及び生活介護施設「ひだまり」を備えた「すみだステップハウスおおぞら」を開設しました。

③グループホーム・ケアホーム地域移行体制強化支援(平成 22 年度)

区内のグループホーム・ケアホームに入居する障害程度区分 4 から 6 の身体・知的障害者に対し、事業者が区が定める基準を満たす人員を配置した場合に、体制強化支援費を事業者に支給する制度を開始しました。

④障害者就労支援総合施設の整備(平成 21・22・23 年度)

旧本所授産場跡地に、就労中・未就労の障害者に対し専門的かつ多様な訓練と、就労生活全般への支援を総合的に提供する障害者就労支援総合施設を、平成 23 年度中の開設にむけ整備しています。

⑤重度身体障害者グループホーム・ケアホームの整備（平成 21・22・23 年度）

特定非営利活動法人のぞみが平成 23 年度に開設を予定している、身体障害者のためのグループホーム・ケアホームの整備支援をしています。



Ⅲ. ノーマライゼーション推進にむけた 基本的考え方

1. 計画の基本理念

障害者施策を展開するための理念として、本計画においては次の基本理念を掲げ、ノーマライゼーションの推進にむけた取り組みをすすめます。

自己決定の尊重

すべての障害のある人が社会の一員として、自らの生活のあり方を主体的に決定・選択し、あらゆる分野の活動に参加・参画できる社会の実現をめざします。

地域における 自立生活の支援

すべての障害のある人が、地域において自立した生活を送ることができるための支援体制の構築をめざします。

ともに生活する 社会の創造

障害のある・なしにかかわらず、個性の差異と多様性が尊重され、認めあう社会の創造をめざします。



2. 計画の基本目標及び重点事業

基本理念のもと、次に掲げる7つの基本目標を柱に、施策を推進します。

基本目標1 障害のある子どもを支援する

障害のある子どもが早い時期から、一人ひとりにあつた適切な支援を受けることができるよう、障害の早期発見・早期療育、保育や教育の体制づくりをすすめます。また、障害のある子どもも、ない子どもも、ともに成長していくことのできる地域づくりを推進します。

■ 重点事業

[番号及び事業名]	[掲載頁]
2 障害児療育事業の充実(★).....	33
8 区立特別支援学級の整備.....	34
12 特別支援教育への対応に関する体制整備.....	34
16 障害児の放課後支援の充実(☆).....	35

(★)は障害者自立支援法に基づく自立支援給付等(法内事業)

(☆)は障害者自立支援法に基づき区が行う地域生活支援事業(法定事業)



基本目標2 社会参加を支援する

障害のある人が障害のない人と同じように、社会の一員としてさまざまな活動に参加し、生きがいのある生活を送ることができるよう、外出の支援を充実するとともに、日中活動の場づくりや障害のある人とない人の交流、趣味やスポーツ活動、余暇活動の場づくりなどを推進します。

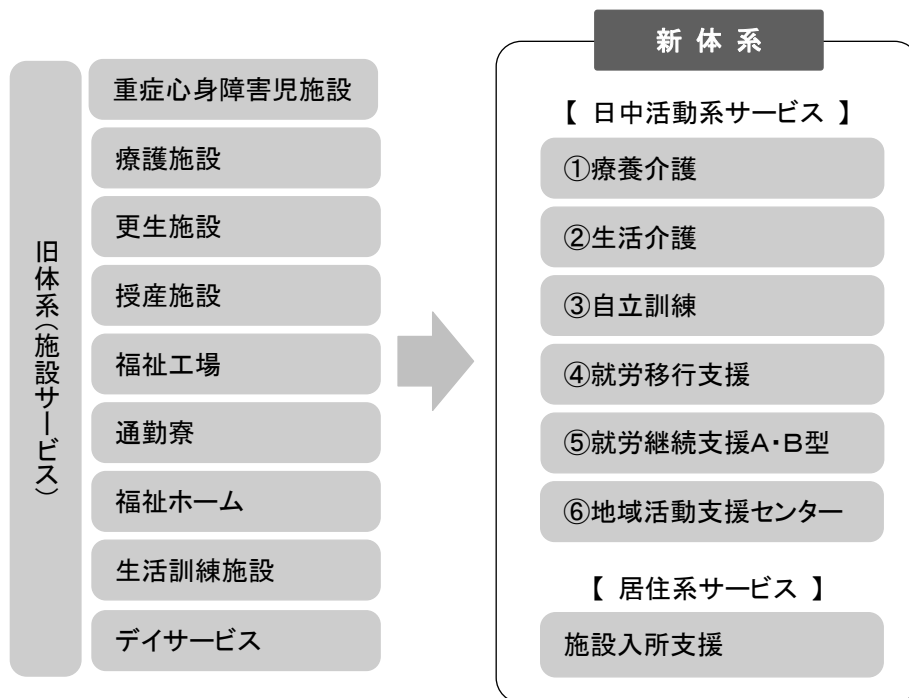
重点事業

[番号及び事業名]	[掲載頁]
19 障害者(児)移動支援の充実(☆)	38
26 障害者の日中活動事業の充実(★☆)	39
28 身体障害者福祉センター事業の充実	39

(★)は障害者自立支援法に基づく自立支援給付等(法内事業)

(☆)は障害者自立支援法に基づき区が行う地域生活支援事業(法定事業)

施設サービスの新体系(日中活動系サービス)への再編イメージ



※障害者自立支援法では、従前の施設サービス体系を、平成 23 年度までに新体系に再編することとしています(日中活動系サービスは6種類)

基本目標3 就労を支援する

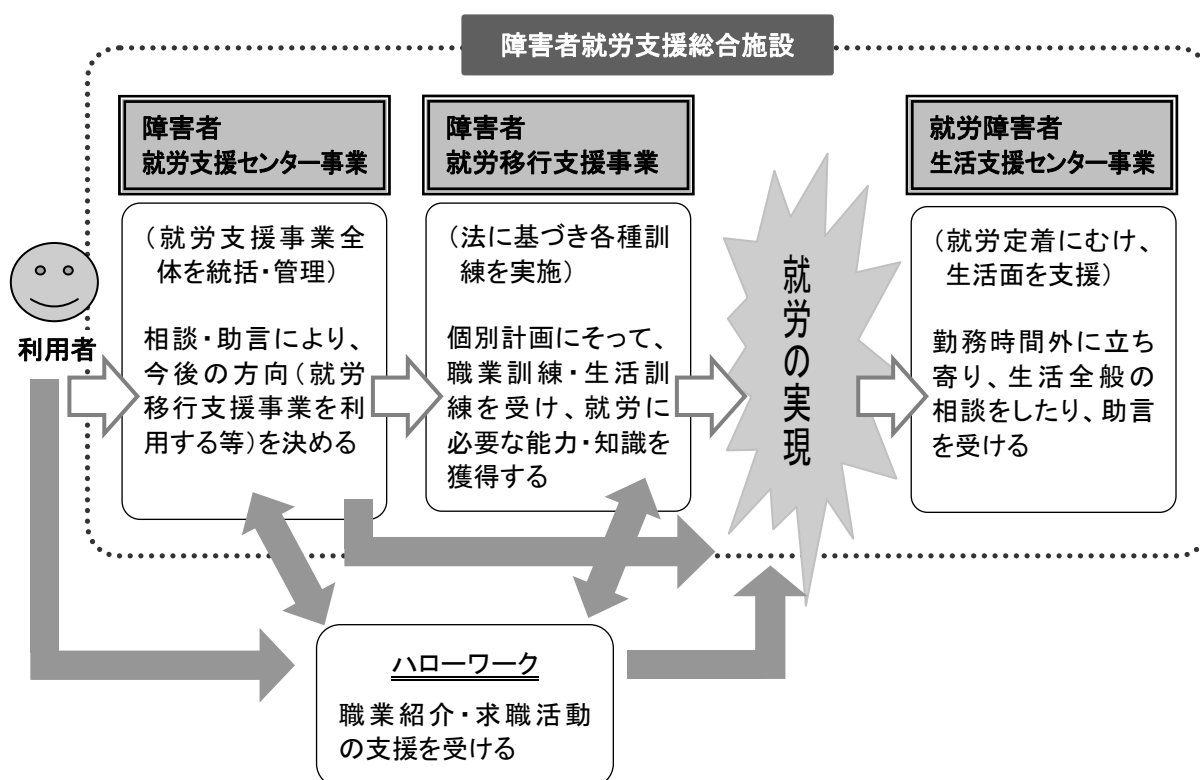
障害のある人が希望する仕事に就き、また安心して働き続けることができるよう、企業等での就労にむけた支援を強化するとともに、企業等で働くことが難しい人のための障害者施設における福祉的就労支援を充実します。

■ 重点事業

[番号及び事業名]	[掲載頁]
36 障害者就労支援総合施設の整備	42
37 障害者就労支援センターの充実	42
38 就労移行支援の充実(★)	42
39 働く障害者への生活支援・相談支援の充実	43
44 福祉的就労機会の保障(★)	43
45 作業所等経営ネットワーク事業の充実	43

(★)は障害者自立支援法に基づく自立支援給付等(法内事業)

就労支援のイメージ



基本目標4 地域生活を支援するサービスを充実する

障害のある人が地域であたりまえに暮らしていくことができるよう、地域で自立して生活することを支えるサービスを充実し、一人ひとりの状況や必要性に応じた支援をすすめます。

■ 重点事業

[番号及び事業名]	[掲載頁]
52 障害者(児)ショートステイ実施・誘導(★).....	46
60 コミュニケーション支援事業の充実(☆).....	47
72 住宅設備改善費等の助成.....	49

(★)は障害者自立支援法に基づく自立支援給付等(法内事業)

(☆)は障害者自立支援法に基づき区が行う地域生活支援事業(法定事業)

基本目標5 地域生活を支える体制を整える

どんなに障害が重い人でも、本人が希望する地域で、自立して自分らしい生活を送ることができるよう、地域での暮らしを支える場づくりや、地域で生活する上での相談にのり、支援する体制、経済面の支援などを充実します。

■ 重点事業

[番号及び事業名]	[掲載頁]
74 障害者グループホーム等の整備・運営支援.....	52
76 グループホーム等入居者家賃補助事業の実施.....	52
78 精神障害者退院促進・地域定着支援の充実.....	52
79 障害者に対する相談体制の充実.....	52
80 地域活動支援センターにおける相談支援の充実(☆).....	52

(☆)は障害者自立支援法に基づき区が行う地域生活支援事業(法定事業)

基本目標6 安心・安全に暮らせるまちをつくる

障害のある人が地域で安心・安全に暮らすことができるよう、地域の人々の障害や障害のある人への理解を深めていくとともに、障害のない人も含めたすべての人が利用しやすいまちづくりやわかりやすい情報提供、緊急時や災害時の支援体制の整備をすすめます。

■ 重点事業

[番号及び事業名]	[掲載頁]
97 障害者福祉啓発事業の充実	57
102 公共建築物等の改善整備	58
103 民間建築物のユニバーサルデザイン化への指導・誘導	58
107 福祉のまちづくり推進のための体制づくり	58
110 バリアフリーマップの運営	59
122 地域社会における障害者救護体制の充実	60

基本目標7 施策の推進体制を整備する

障害のある人が必要なサービスを十分に利用することができるよう、サービスの質の確保・向上に努めるとともに、民間事業者等と連携してサービスの量の確保をすすめます。

■ 重点事業

[番号及び事業名]	[掲載頁]
123 障害福祉サービス苦情対応体制の機能強化	62
124 障害福祉サービス第三者評価制度の推進	62
126 民間事業者との協働への検討	62
127 ホームヘルパー(訪問介護員)等の育成支援	62

ライフステージ別にみた障害者施策

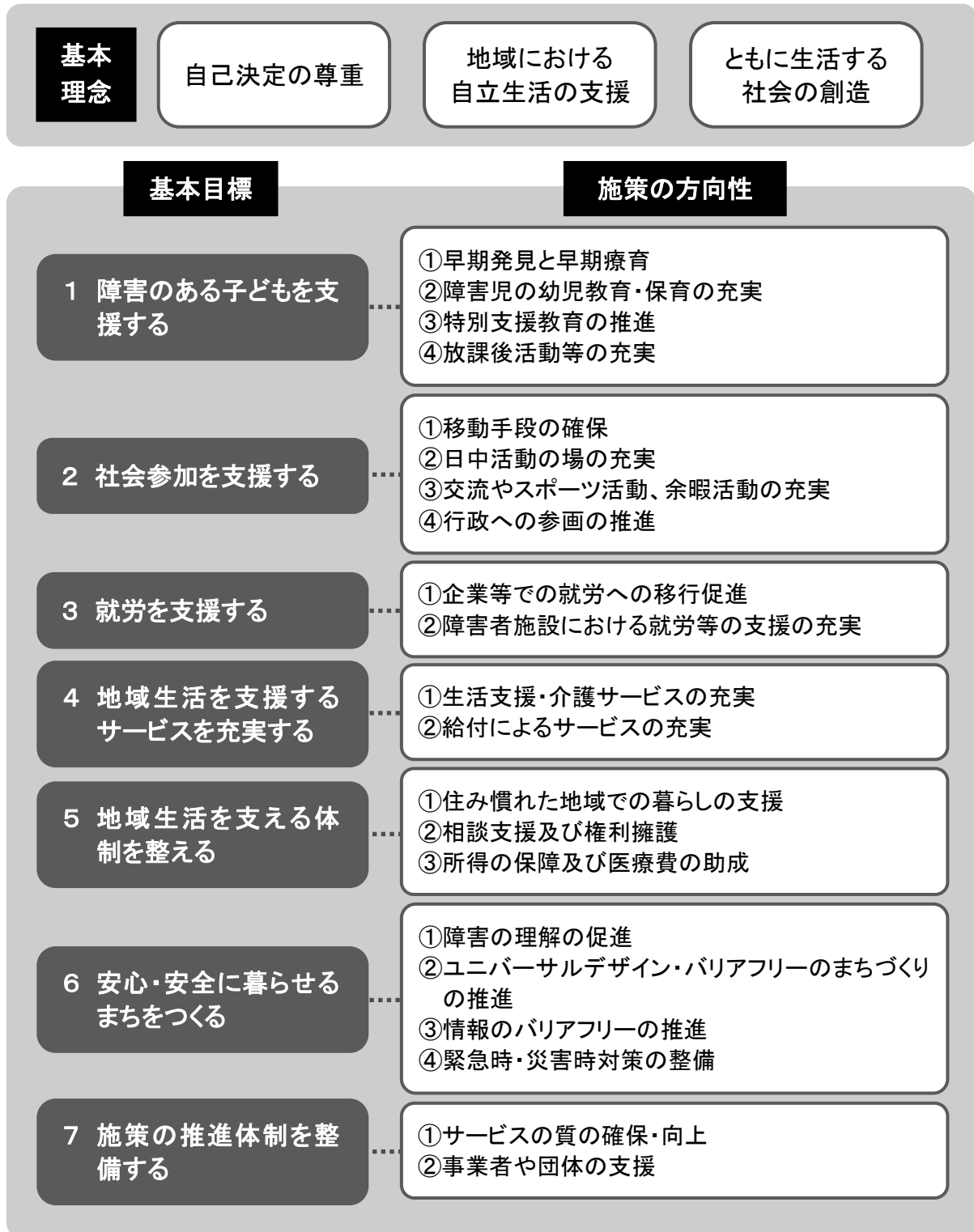
乳幼児期	学齢期	青・壮年期
0歳	6歳	15歳・18歳

相談・支援	相談支援事業・地域活動支援センターⅠ型 権利擁護 各種手当 障害者基礎年金
療育・保育・教育	療育相談、経過観察 児童デイサービス 障害児保育、早期教育 就学・教育相談 区立特別支援学級 特別支援学校
就労支援	就労移行支援 就労支援センター・生活支援センター 障害者雇用の推進 就労継続支援B型(福祉作業所)
日中活動	すみだ教室 自立訓練 地域活動支援センターⅢ型(小規模作業所) 生活介護
社会参加	移動手段の確保 交流やスポーツ・レクリエーション活動の推進
保健・医療	訪問指導 障害児(者)歯科相談及び健診 こころの健康相談 各種医療費の助成
生活支援・介護サービス	ホームヘルプサービス、ショートステイ 日中一時支援 地域活動支援センターⅡ型 コミュニケーション支援(手話通訳者・要約筆記者の派遣) 紙おむつ等支給、入浴サービス、寝具洗たく乾燥、理美容 補装具費の支給、日常生活用具等の給付・貸与
住まい	住宅改修費の助成 グループホーム・ケアホーム 施設入所支援(障害福祉施設)
まちづくり	障害の理解の促進 ユニバーサルデザイン・バリアフリーのまちづくり 情報のバリアフリーの推進 緊急時の支援、災害時救護体制の整備

※介護保険の認定者は、原則として介護保険サービスを利用

IV. 施策の体系と事業の展開

1. 施策の体系



2. 個別事業の展開

(1) 障害のある子どもを支援する

① 早期発見と早期療育	1 経過観察健康診査・経過観察心理相談の実施
	2 障害児療育事業の充実(★)
② 障害児の幼児教育・ 保育の充実	3 障害児の保育園受入れ支援
	4 障害児の幼稚園受入れ支援
	5 保育士及び幼稚園教員等に対する研修の実施
	6 保育園への心理相談員等の派遣の実施
	7 就学前相談指導の実施
③ 特別支援教育の推進	8 区立特別支援学級の整備
	9 特別支援学級の介助員の配置
	10 障害児就学・教育相談の実施
	11 就学相談・指導体制の充実
	12 特別支援教育への対応に関する体制整備
	13 個別指導計画に基づく教育の実施
	14 交流教育・障害児理解教育の実施
④ 放課後活動等の充実	15 障害児の学童クラブ受入れ支援
	16 障害児の放課後支援の充実(☆)
	17 就学児に対する心理相談員巡回相談の実施
	18 障害児日中活動の運営支援

網掛けは重点事業

(★)は障害者自立支援法に基づく自立支援給付等(法内事業)

(☆)は障害者自立支援法に基づき区が行う地域生活支援事業(法定事業)

①早期発見と早期療育

乳幼児健康診査等において言語や発達の違いなどがあり、経過観察が必要と判断された子どもとその親や、子どもの発育・発達に不安を感じている親を対象に、専門医等による相談支援体制を充実します。

あわせて、児童デイサービス施設である、すみだ福祉保健センター内の「みつばち園」、平成22年4月に開設した、すみだステップハウスおおぞら「にじの子」における療育事業を充実し、関係機関の連携により、障害のある子どもや発達に不安がある子どもが早期に適切な療育指導を受けることができるよう支援します。

②障害児の幼児教育・保育の充実

保育園や幼稚園に障害児を受け入れるための職員配置への支援、職員研修、保育園への心理相談員の巡回指導・相談、児童デイサービス施設との連携の強化などを通じて、障害児保育の充実を図ります。

また、障害や発達の状況や保護者の意向に応じて、本人にとってもっとも適切な就学先を選択できるよう、就学前の障害児をもつ保護者を対象とする就学前相談指導を充実します。

③特別支援教育の推進

障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた一貫した支援を行うため、学校における体制整備をすすめ、特別支援教育を推進します。

特別支援学校に籍を置く児童・生徒と地域の小・中学生との交流を推進するなど、障害のある子どもも、ない子どもも、ともに成長していくことのできる地域づくりを推進します。

④放課後活動等の充実

学童クラブへの障害児の受け入れを充実するとともに、民間団体等と連携して、障害のある中学生、高校生が放課後や学校休校日に活動できる場づくりを推進します。

事業計画

①早期発見と早期療育

事業名	事業内容	目標 (平成23～26年度)
1 経過観察健康診査・経過観察心理相談の実施 [向島・本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> 専門医による診察や、専門家による相談を通して疾病や障害の早期発見、治療等について助言し、すこやかな発達を支援します。 	継続
2 障害児療育事業の充実(★) [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> 区内の児童デイサービス施設において、療育に心配がある児童及び障害児を対象に、療育相談指導、通園、巡回相談指導等を通じた、日常生活の基本動作訓練、集団生活への適応訓練を行います。 児童デイサービスの利用に伴う自己負担金を全額助成します。 	充実

(★)は障害者自立支援法に基づく自立支援給付等(法内事業)

②障害児の幼児教育・保育の充実

事業名	事業内容	目標 (平成23～26年度)
3 障害児の保育園受入れ支援 [児童・保育課]	<ul style="list-style-type: none"> 保育園における障害児保育の充実を図るため、障害児3名につき1名の正規保育士を配置し、重度認定障害児には非常勤保育士1名を配置します。 	継続
4 障害児の幼稚園受入れ支援 [学務課、総務課]	<ul style="list-style-type: none"> 軽度障害児の幼稚園受け入れを行うとともに、介助員を配置し、早期教育を実施します。 障害児を受け入れている区内の私立幼稚園設置者に対し、障害児教育事業に要する経費を園児数に応じて助成します。 	継続
5 保育士及び幼稚園教員等に対する研修の実施 [児童・保育課、学務課]	<ul style="list-style-type: none"> 保育園における障害児保育の充実を図るため、保育士等に対する研修を実施するとともに、区立幼稚園では、教育研究会等を通じ、障害や発達課題のある幼児の理解、保育方法に関する教員の研修を行い、その資質の向上に努めます。 	継続
6 保育園への心理相談員等の派遣の実施 [児童・保育課]	<ul style="list-style-type: none"> 心理相談員による保育園への巡回指導・相談を実施し、障害児保育指導の充実を図ります。 	継続

事業名	事業内容	目 標 (平成 23～26 年度)
7 就学前相談指導の実施 [学務課]	<ul style="list-style-type: none"> 区内児童デイサービスの利用者及び公私立保育園・幼稚園に在籍中等の障害児の保護者を対象に、就学相談説明会、特別支援教育説明会を実施します。 	継続

③特別支援教育の推進

事業名	事業内容	目 標 (平成 23～26 年度)
8 区立特別支援学級の整備 [学務課]	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援（固定制知的障害）学級、ことば・きこえ・コミュニケーションの学習のための通級指導学級を設置し、都立盲・ろう・特別支援学校と連携しながら、一人ひとりの障害に応じた教育の充実を図ります。 	充実
9 特別支援学級の介助員の配置 [庶務課]	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学級における適切な教育を推進するため、特別支援学級を設置している区立学校に非常勤職員として介助員を配置します。 	継続
10 障害児就学・教育相談の実施 [学務課]	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの児童・生徒の障害や能力に応じ、もっとも適切な学びの場が確保されるよう、就学相談の充実に努めます。 就学児童・生徒に対する相談機能の充実を図ります。 特別支援学級の教育特性について啓発を図り、指導が必要な児童・生徒の早期対応に努めます。 	継続
11 就学相談・指導体制の充実 [学務課]	<ul style="list-style-type: none"> 医師・専門家等で構成される就学相談委員会の開催により、就学相談・指導体制の整備を図るとともに、機能の充実を図ります。 	継続
12 特別支援教育への対応に関する体制整備 [学務課、指導室]	<ul style="list-style-type: none"> LD、ADHD、高機能自閉症等も含めた、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行うための、学校及び地域における教育推進体制を整備します。 事例研究、講演会、施設見学、実技研修等、教職員に対する障害教育理解のための各種研修の充実を図ります。 	継続

事業名	事業内容	目 標 (平成 23～26 年度)
13 個別指導計画に基づく教育の実施 [指導室]	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの児童・生徒の障害や能力に応じた個別指導計画を作成し、家庭や専門機関と連携しながら、それぞれの障害の程度や特性に応じた教育を推進します。 	継続
14 交流教育・障害児理解教育の実施 [指導室]	<ul style="list-style-type: none"> 墨田区の学校教育における特別支援教育の基本方針の1つとして、児童・生徒と特別支援学級、地域の特別支援学校等との交流教育の推進を図ります。 学校教育において、障害者理解をすすめるための教材等を開発し、その活用を図ります。 「総合的な学習の時間」における福祉教育、ボランティア教育等について、これらの実践や研究に積極的に取り組む学校に対し、適切な指導・助言を行います。 	継続

④放課後活動等の充実

事業名	事業内容	目 標 (平成 23～26 年度)
15 障害児の学童クラブ受入れ支援 [児童・保育課]	<ul style="list-style-type: none"> 学童クラブ利用の障害児のうち、特に介助が必要な人に、臨時職員を配置します。 	継続
16 障害児の放課後支援の充実(☆) [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> 日中一時支援事業のしくみを活用し、障害児の放課後や学校休校日の日中活動を支援します。 	充実
17 就学児に対する心理相談員巡回相談の実施 [児童・保育課]	<ul style="list-style-type: none"> 心理相談員による学童クラブへの巡回・相談を実施し、障害児の育成指導の充実を図ります。 	継続
18 障害児日中活動の運営支援 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> 障害児を対象とした、民間団体が運営する障害児日中活動に対し、運営費の一部を助成します。 	継続

(2)社会参加を支援する

① 移動手段の確保	19 障害者(児)移動支援の充実(☆)
	20 通所バスの運行(☆)
	21 リフト付き福祉タクシー事業の実施
	22 心身障害者福祉タクシー事業の実施
	23 ハンディキャブの貸出
	24 心身障害者自動車運転教習費補助の実施(☆)
	25 身体障害者用自動車改造費助成の実施(☆)
② 日中活動の場の充実	26 障害者の日中活動事業の充実(★☆)
	27 精神障害者デイケアの実施
	28 身体障害者福祉センター事業の充実
	29 すみだ教室の実施
③ 交流やスポーツ活動、 余暇活動の充実	30 障害者福祉大会の実施
	31 障害者(児)スポーツ・レクリエーション大会の実施
	32 障害者水泳教室の実施
	33 区民行事への参加促進
④ 行政への参画の推進	34 障害者の投票環境の整備
	35 墨田区障害者施策推進協議会の運営

網掛けは重点事業

(★)は障害者自立支援法に基づく自立支援給付等(法内事業)

(☆)は障害者自立支援法に基づき区が行う地域生活支援事業(法定事業)

施策の方向性

①移動手段の確保

障害のある人が自由に外出し、さまざまな活動に参加できるよう、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業のひとつである移動支援事業を充実していきます。また、リフト付き福祉タクシーをはじめとする移送サービスや運転免許の取得・改造の際の費用助成等に取り組みます。

②日中活動の場の充実

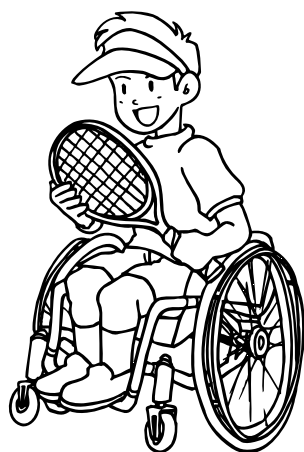
障害者自立支援法に基づく日中活動系サービスや地域活動支援センター、身体障害者福祉センター、精神障害者のデイケア（通所リハビリ）など、障害のある人の日中活動を支える場を整備・充実します。

③交流やスポーツ活動、余暇活動の充実

障害のある人とその家族や、地域の人々が交流できる機会づくりを推進するとともに、スポーツ活動、余暇活動などの機会・場づくりを充実し、障害のある人の社会参加や生きがいを支援します。

④行政への参画の推進

選挙時の投票環境を整備し、障害のある人が安心して投票に出かけられるようにするとともに、墨田区障害者施策推進協議会の運営等を通じて、障害のある人の行政への参画を推進します。

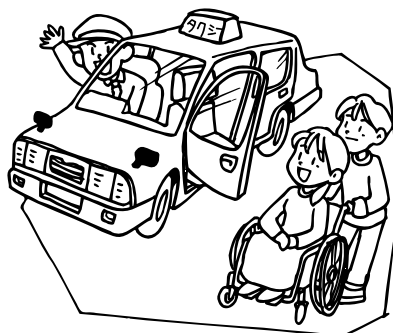


事業計画

①移動手段の確保

事業名	事業内容	目標 (平成23～26年度)
19 障害者(児)移動支援の充実(☆) [障害者福祉課、保健計画課]	<ul style="list-style-type: none"> 外出時に家族の介助を得られない等の理由で、屋外での移動が困難な障害者に対し、外出時の付き添い等を行うヘルパーを派遣し、障害者の社会参加と自立生活を支援します。 	充実
20 通所バスの運行(☆) [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> 自力での通所が困難な障害者に対し、作業所等への通所を支援するための送迎バスを運行します。 	継続
21 リフト付き福祉タクシー事業の実施 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> 車いすもしくはストレッチャー(簡易ベッド)が使用可能なタクシーを運行します。 	継続
22 心身障害者福祉タクシー事業の実施 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> 障害により他の交通機関の利用が困難な心身障害者(児)に対し、福祉タクシー券を支給します。 	継続
23 ハンディキャブの貸出 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> 車いす利用者に対し、ハンディキャブを外出時に貸出します。 	継続
24 心身障害者自動車運転教習費補助の実施(☆) [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> 心身障害者が自動車運転免許を取得、または免許にかかる排気量の限定解除をする際、費用の一部を助成します。 	継続
25 身体障害者用自動車改造費助成の実施(☆) [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> 就労等で必要なため、身体障害者自らが所有し、運転する自動車の操向及び駆動装置の一部を改造する必要がある場合に、改造費を助成します。 	継続

(☆)は障害者自立支援法に基づき区が行う地域生活支援事業(法定事業)



②日中活動の場の充実

事業名	事業内容	目 標 (平成 23～26 年度)
26 障害者の日中活動事業の 充実(★☆) [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> 在宅の障害者の自立と社会参加を促進するため、通所等により地域での自立生活を支援するためのサービスを提供します。 	充実
27 精神障害者デイケアの実施 [向島・本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> 回復途上にある精神障害者に対して、社会適応の促進を図るため、レクリエーションや話しあいなどを通じて、日常生活を支援します。 	継続
28 身体障害者福祉センター事業の 充実 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> 在宅の身体障害者の自立と社会参加を促進するため、すみだ福祉保健センター内「身体障害者福祉センター」において、通所による機能訓練や入浴などのサービスを提供します。 	充実
29 すみだ教室の実施 [生涯学習課]	<ul style="list-style-type: none"> 区内在住在勤の知的障害者(中学校特別支援学級及び特別支援学校の卒業生等)を対象に、学習・スポーツ・レクリエーションのための教室を開催します。 	継続

(★)は障害者自立支援法に基づく自立支援給付等(法内事業)

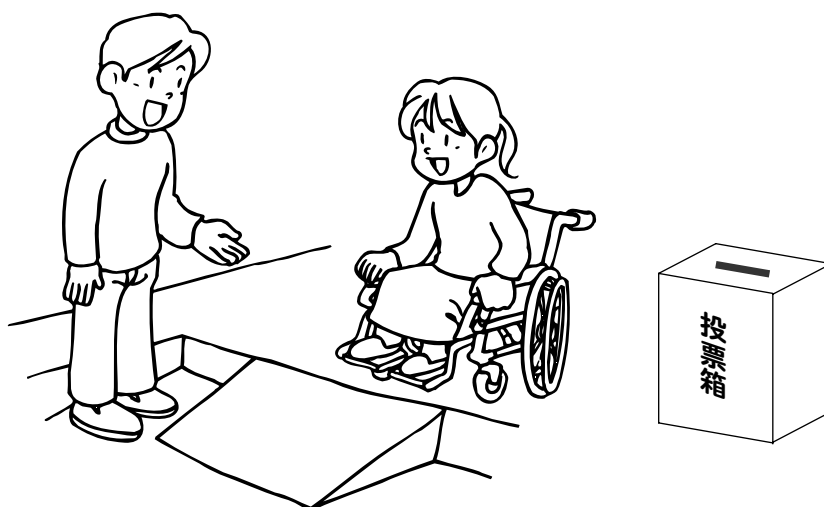
(☆)は障害者自立支援法に基づき区が行う地域生活支援事業(法定事業)

③交流やスポーツ活動、余暇活動の充実

事業名	事業内容	目 標 (平成 23～26 年度)
30 障害者福祉大会の実施 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> 障害者及びその家族が交流し、地域の人々との相互理解を図る機会として、年1回、障害者福祉大会を開催します。 	継続
31 障害者(児)スポーツ・レクリエーション大会の実施 [スポーツ振興課]	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の社会参加と交流の場として、年1回、障害者(児)スポーツ・レクリエーション大会を開催します。 	継続
32 障害者水泳教室の実施 [スポーツ振興課]	<ul style="list-style-type: none"> 障害者にスポーツの機会を提供します。 	継続
33 区民行事への参加促進 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> 障害者団体がすみだまつりに出店するための、バザーの場所を提供します。 	継続

④行政への参画の推進

事業名	事業内容	目 標 (平成 23～26 年度)
34 障害者の投票環境の整備 [選挙管理委員会]	<ul style="list-style-type: none"> • 障害者がより投票しやすい環境づくりを行うため、投票所スロープの設置、車いす用記載台及び照明ランプの設置、点字器の配置、重度の身体障害で歩行の困難な人への対応（郵便投票の実施）等を行います。 	継続
35 墨田区障害者施策推進協議会の運営 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> • 墨田区障害者施策推進協議会の定期開催により、障害者及びその関係者と協議のもと、本計画の推進及び進行管理を行います。 	継続



(3)就労を支援する

① 企業等での就労への 移行促進	36 障害者就労支援総合施設の整備
	37 障害者就労支援センターの充実
	38 就労移行支援の充実(★)
	39 働く障害者への生活支援・相談支援の充実
	40 区における障害者雇用の促進
	41 障害者の雇用拡大を図るための施設整備助成制度の実施
	42 障害者雇用優良事業所の顕彰
	43 障害者雇用地域関係機関連絡会議の開催協力
② 障害者施設における 就労等の支援の充実	44 福祉的就労機会の保障(★)
	45 作業所等経営ネットワーク事業の充実
	46 障害者による地域緑化推進事業の実施
	47 障害者による公園清掃の実施
	48 福祉喫茶の運営支援
	49 官公需による高齢者マッサージ事業委託及び講師派遣依頼

網掛けは重点事業

(★)は障害者自立支援法に基づく自立支援給付等(法内事業)

施策の方向性

①企業等での就労への移行促進

より多くの障害のある人が希望する仕事に就き、経済的に自立できる収入を得ることができるよう、平成23年度中に障害者就労支援総合施設を開設し、障害のある人の就労に関する総合相談窓口である障害者就労支援センター事業、障害者自立支援法に基づく障害者就労移行支援事業、就労の継続・定着支援や生活支援を行う障害者生活支援センター事業を一体的に実施する体制を整備します。

あわせて、区における障害のある人の雇用を促進するとともに、企業に対し、障害のある人の雇用拡大や労働環境の整備にむけた働きかけを推進します。

②障害者施設における就労等の支援の充実

企業等で働くことが難しい障害のある人に就労の機会を提供するとともに、意欲や能力のある人を企業等での就労につなげるため、障害者施設（就労継続支援施設等）における支援を拡充します。

今後は特に、企業での就労にむけた支援と利用者の工賃（賃金）アップのため、区役所が実施する物品等調達や各種役務の提供を障害福祉施設等に発注する官公需の拡大や、区内にある複数の作業所からつくられている「墨田区福祉作業所等経営ネットワーク」の共同受注・共同販売等のしくみを活用し、自主生産品の共同販売をはじめ、福祉施設における仕事の確保にむけた取り組みを推進します。

事業計画

①企業等での就労への移行促進

事業名	事業内容	目標 (平成 23～26 年度)
36 障害者就労支援総合施設の整備 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の経済的、社会的自立にむけ、一般企業への就労、在宅就労、起業等の一層の拡大を図るため、障害者就労支援総合施設を整備し、障害者や企業に対する支援を行います。 	充実 (新規)
37 障害者就労支援センターの充実 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の就労等に関する総合相談窓口を担うとともに、障害者と事業者の安定した雇用関係を築くため、就労面と生活面の支援とを一体的に提供する障害者就労支援センターの機能を充実します。 障害者の就労促進及び職業生活の継続を図るため、適性と能力に応じた就労支援、福祉作業所等から企業等への就労移行への支援などを行う、就労支援相談員による支援を充実します。 	充実
38 就労移行支援の充実(★) [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> 区内で障害者の就労等にむけ、必要な能力・知識を獲得するための訓練・学習を行い、就労の実現を支援します。 	充実 (新規)

(★)は障害者自立支援法に基づく自立支援給付等(法内事業)

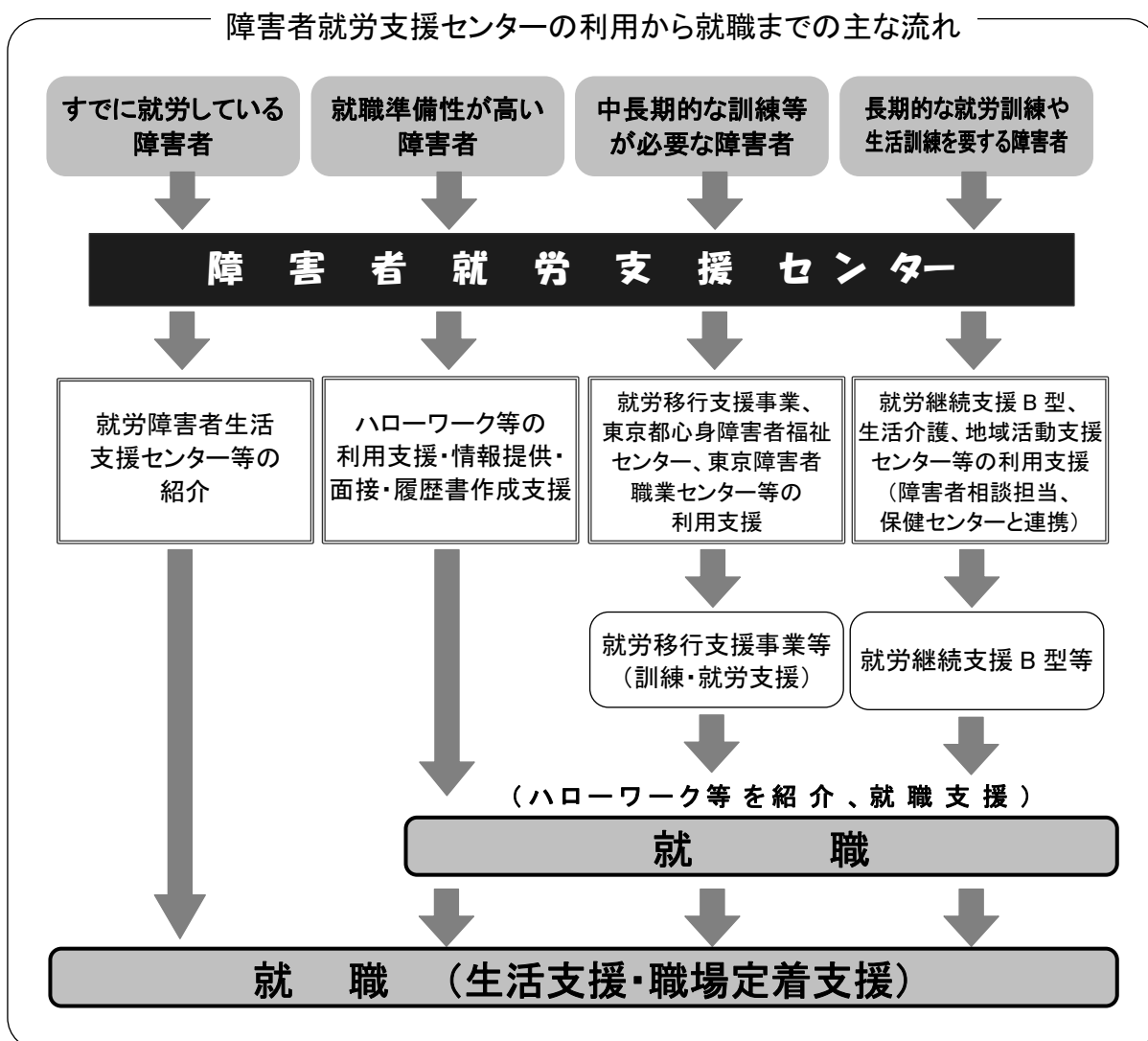
事業名	事業内容	目 標 (平成 23～26 年度)
39 働く障害者への生活支援・ 相談支援の充実 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の就労等の実現とその定着にむけ、生活全般を支援します。 	充実 (新規)
40 区における障害者雇用の促進 [職員課]	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者を対象とした採用選考に基づき、区職員を採用します。 	継続
41 障害者の雇用拡大を図るための施設整備助成制度の実施 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> 「区のお知らせ」や「産業振興事業ガイド」を通じて、障害者を継続的に雇用するために必要な施設の整備を助成する制度のPRを実施します。 	継続
42 障害者雇用優良事業所の顕彰 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の雇用に深い理解を有し、顕著な実績のある事業所に感謝状を贈呈し、その実績を周知することにより、区内事業所への障害者雇用の促進を図ります。 	継続
43 障害者雇用地域関係機関連絡会議の開催協力 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> 墨田公共職業安定所の主催する「地域関係機関連絡会議」へ出席し、障害者の雇用に関する情報交換を図ります。 	継続

②障害者施設における就労等の支援の充実

事業名	事業内容	目 標 (平成 23～26 年度)
44 福祉的就労機会の保障 (★) [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> 障害の状況により一般企業での就労が困難な障害者に対し、就労の場を提供するとともに、意欲や能力のある人を就労につなげていく訓練、実習等の支援をします。 	継続
45 作業所等経営ネットワーク事業の充実 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> 自主生産品の共同販売をはじめ、区内にある複数の作業所で組織している「墨田区福祉作業所等経営ネットワーク」の共同受注・共同販売等のしくみを活用し、福祉施設における仕事の受注・販売を拡大します。 	充実
46 障害者による地域緑化推進事業の実施 [障害者福祉課、保健計画課]	<ul style="list-style-type: none"> 区立公園の花壇等の保全業務、花の苗の配布などの事業を実施し、障害者施設における作業の安定化を支援します。 	継続

(★)は障害者自立支援法に基づく自立支援給付等(法内事業)

事業名	事業内容	目標 (平成23～26年度)
47 障害者による公園清掃の実施 [障害者福祉課、道路公園課]	<ul style="list-style-type: none"> 区立公園の清掃事業を委託し、障害者施設における作業の安定化を支援します。 	継続
48 福祉喫茶の運営支援 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> 区内の社会福祉法人または障害者、その保護者の団体等が運営する福祉喫茶の運営費の一部を補助し、障害者の雇用の場の確保と障害者と区民との交流の促進を図ります。 	継続
49 官公需による高齢者マッサージ事業委託及び講師派遣依頼 [高齢者福祉課、保健計画課]	<ul style="list-style-type: none"> 地区会館長寿室等の利用者のマッサージ施術事業やマッサージ券等の給付事業に対する施術を障害者が属する関係団体に委託します。 墨田区三療師連合会学術講習会の講師派遣を障害者が属する関係団体に依頼します。 	継続



(4) 地域生活を支援するサービスを充実する

① 生活支援・介護サービスの充実

50	障害者(児)ホームヘルプサービスの実施(★)
51	難病患者等ホームヘルプサービス(都制度)の実施
52	障害者(児)ショートステイ実施・誘導(★)
53	日中一時支援事業の充実(☆)
54	心身障害者(児)緊急一時介護の推進
55	重度脳性麻痺者介護事業(都制度)の実施
56	重症心身障害児在宅療育支援事業(都事業)との連携
57	重度心身障害者(児)巡回入浴サービスの実施(☆)
58	ねたきり重度心身障害者(児)寝具洗たく乾燥助成の実施
59	心身障害者理美容サービスの実施
60	コミュニケーション支援事業の充実(☆)
61	車いす利用者の健康診査の実施
62	障害児(者)歯科相談及び健診の実施
63	在宅リハビリテーション支援の実施
64	保健師による訪問指導の実施
65	「障害者福祉の手引き(フレーフレーマイペース)」の配布

② 給付によるサービスの充実

66	補装具の交付・修理の実施(★)
67	障害者(児)日常生活用具等の給付・貸与(☆)
68	難病患者等日常生活用具給付の実施
69	重度心身障害者(児)紙おむつ等支給・おむつ代助成の実施
70	心身障害者福祉電話サービスの実施
71	住宅修築資金融資あっせん(利子補助)
72	住宅設備改善費等の助成

網掛けは重点事業

(★)は障害者自立支援法に基づく自立支援給付等(法内事業)

(☆)は障害者自立支援法に基づき区が行う地域生活支援事業(法定事業)

施策の方向性

①生活支援・介護サービスの充実

障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、本人及びその家族の生活を支えるサービスをさらに充実します。

訪問系サービスを充実していくとともに、障害のある人を介護している家族の休息やリフレッシュを支援するレスパイトとしてのショートステイや日中一時支援、聴覚障害のある人等のコミュニケーション支援など、障害のある人が個々の状況や必要性に応じてサービスを提供できる基盤の整備を、民間事業者等と連携して推進します。

②給付によるサービスの充実

障害のある人の日常生活上の困難さを軽減し、また、地域での活動範囲を広げるための補装具や日常生活用具など、給付によるサービスを充実します。

事業計画

①生活支援・介護サービスの充実

事業名	事業内容	目標 (平成23～26年度)
50 障害者(児)ホームヘルプサービスの実施(★) [障害者福祉課、保健計画課、向島・本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> 障害者自立支援法に基づき、障害者が在宅において日常生活を営めるよう、ホームヘルパーが家事・介護等を行います。 	継続
51 難病患者等ホームヘルプサービス(都制度)の実施 [保健計画課、向島・本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> 地域で生活する難病・小児慢性疾患患者等が在宅において日常生活を営むことができるよう、ホームヘルパーが家事・介護、通院介助、関係機関への連絡等のサービスを行います。 	継続
52 障害者(児)ショートステイ実施・誘導(★) [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> 区内の障害者の地域生活を支えるショートステイ(短期入所)を行います。また、区内への事業所の誘導や、施設整備について検討します。 	充実

(★)は障害者自立支援法に基づく自立支援給付等(法内事業)

事業名	事業内容	目 標 (平成23～26年度)
53 日中一時支援事業の充実(☆) [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の日中活動の場を確保するため、活動に必要なスペースを確保できる施設において、障害者の日常活動を支援します。 	充実
54 心身障害者(児)緊急一時介護の推進 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> 心身障害者(児)の保護者が、冠婚葬祭・病気・休養等により、障害者の介護を友人やボランティア等に依頼した場合、経費の一部を助成します。 自宅で保護できない場合、病院や施設で介護します。 	継続
55 重度脳性麻痺者介護事業(都制度)の実施 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> 屋外活動を行うことが困難な在宅の重度脳性麻痺者を家族が介護する場合、月12回まで介護人手当を支給します。 	継続
56 重症心身障害児在宅療育支援事業(都事業)との連携 [保健計画課、向島・本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> 東京都が実施する訪問事業(訪問看護・訪問健康診査)と連携し、重症の障害児(者)の在宅療養を支援します。 	継続
57 重度心身障害者(児)巡回入浴サービスの実施(☆) [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> 家庭または公衆浴場での入浴が困難な重度障害者(児)に対して、月3回(7～9月は月4回)、自宅に巡回入浴車を派遣して入浴サービスを実施します。 	継続
58 ねたきり重度心身障害者(児)寝具洗たく乾燥助成の実施 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> ねたきりの重度障害者(児)で、家庭で布団の洗たく乾燥が困難な人に対し、寝具洗たく乾燥サービスを実施します。 	継続
59 心身障害者理美容サービスの実施 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> 美容院や美容院に向くことが困難な心身障害者に対し、自宅に理容師または美容師を派遣する、訪問理美容サービスを実施します。 	継続
60 コミュニケーション支援事業の充実(☆) [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> 通院・買い物・会合等、日常生活の中でコミュニケーションが困難な聴覚障害者及び言語障害者に対し、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。 	充実
61 車いす利用者の健康診査の実施 [保健計画課]	<ul style="list-style-type: none"> 常時、車いすを利用している肢体不自由者に対して、健康診査を実施します。 	継続

事業名	事業内容	目 標 (平成 23～26 年度)
62 障害児(者)歯科相談及び 健診の実施 [保健計画課]	<ul style="list-style-type: none"> すみだ福祉保健センター内「ひかり 歯科相談室」において、障害児及びその家族を対象に、口腔機能の健康維持に必要な助言指導を行います。 	継続
63 在宅リハビリテーション支援 の実施 [保健計画課]	<ul style="list-style-type: none"> 脳卒中等の病気や骨折等の怪我で入院し、回復期のリハビリテーションを受けて退院した方等を対象に、在宅で安心していきいきとした自立生活を送ることができるシステムを構築し、健康の保持及び福祉の向上を図ります。 	継続
64 保健師による訪問指導の実 施 [向島・本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> 保健師が訪問を行い、関係機関との連携と調整のもと、療養指導、適切な医療を受けるための支援を行います。 	継続
65 「障害者福祉の手引き(フレ ーフレーマイペース)」の配 布 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> 区内の障害者(児)が利用できる福祉サービスや生活に役立つ情報を掲載した手引きを配布します。 	継続

(☆)は障害者自立支援法に基づき区が行う地域生活支援事業(法定事業)

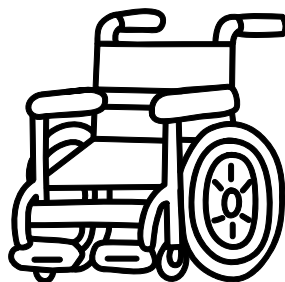
②給付によるサービスの充実

事業名	事業内容	目 標 (平成 23～26 年度)
66 補装具の交付・修理の実施 (★) [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳所持者に対し、補装具費(購入・修理)を支給します。 	継続
67 障害者(児)日常生活用具 等の給付・貸与(☆) [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> 障害者(児)に対し、地域で自立した日常生活を送るために必要な機器の給付及び貸与を行います。 	継続
68 難病患者等日常生活用具 給付の実施 [保健計画課、向島・本所保健セ ンター]	<ul style="list-style-type: none"> 地域で生活する難病・慢性関節リウマチ患者に対し、日常生活を送るために必要な用具を給付します。 	継続

(★)は障害者自立支援法に基づく自立支援給付等(法内事業)

(☆)は障害者自立支援法に基づき区が行う地域生活支援事業(法定事業)

事業名	事業内容	目 標 (平成23～26年度)
69 重度心身障害者(児)紙おむつ等支給・おむつ代助成の実施 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> 3歳以上の在宅の重度心身障害者(児)でおむつが必要な人に対し、紙おむつを支給します。病院指定のおむつを使用している場合にはおむつ代を支給します。(月額7,000円限度) 	継続
70 心身障害者福祉電話サービスの実施 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> 心身障害者のコミュニケーション及び緊急連絡の確保を図るため、低所得者に対し、福祉電話の貸与及び基本料金の助成を行います。 	継続
71 住宅修築資金融資あっせん(利子補助) [建築指導課]	<ul style="list-style-type: none"> 心身障害者のための専門室を設けたり、修繕、増改築等を行う際の資金の融資あっせん・利子の補給を行います。 	継続
72 住宅設備改善費等の助成 [障害者福祉課、建築指導課]	<ul style="list-style-type: none"> 重度の身体障害者(児)に対し、居住する住宅の改善に要する費用の助成を行います。 住宅設備改善費の助成を受ける人が、木造住宅の耐震改修の助成を同時に受ける場合、耐震改修の助成率を割り増して助成します。 	充実



(5) 地域生活を支える体制を整える

① 住み慣れた地域での暮らしの支援

- | | |
|----|----------------------|
| 73 | 障害者入所施設の整備の検討(★) |
| 74 | 障害者グループホーム等の整備・運営支援 |
| 75 | グループホーム(区型)利用者等の支援 |
| 76 | グループホーム等入居者家賃補助事業の実施 |
| 77 | 福祉ホーム運営費補助事業の実施(☆) |
| 78 | 精神障害者退院促進・地域定着支援の充実 |

② 相談支援及び権利擁護

- | | |
|----|--------------------------|
| 79 | 障害者に対する相談体制の充実 |
| 80 | 地域活動支援センターにおける相談支援の充実(☆) |
| 81 | 成年後見制度の実施 |
| 82 | 地域福祉権利擁護事業の実施 |
| 83 | 財産保全管理サービスの実施 |
| 84 | こころの健康相談等の実施 |

③ 所得の保障及び医療費の助成

- | | |
|----|-------------------------|
| 85 | 障害(基礎)年金(国制度)の支給 |
| 86 | 福祉手当(国制度)の支給 |
| 87 | 児童扶養手当・特別児童扶養手当(国制度)の支給 |
| 88 | 重度心身障害者手当(都制度)の支給 |
| 89 | 心身障害者福祉手当(区制度)の支給 |
| 90 | 児童育成(育成・障害)手当(区制度)の支給 |
| 91 | 心身障害者(児)医療費助成(都制度)の実施 |
| 92 | 自立支援医療(更生医療)の実施(★) |
| 93 | 自立支援医療(育成医療)の実施(★) |
| 94 | 自立支援医療(精神通院)の実施(★) |
| 95 | 小児精神入院医療費助成制度(都制度)の実施 |
| 96 | 難病患者医療費公費負担制度(都制度)の実施 |

網掛けは重点事業

(★)は障害者自立支援法に基づく自立支援給付等(法内事業)

(☆)は障害者自立支援法に基づき区が行う地域生活支援事業(法定事業)

①住み慣れた地域での暮らしの支援

障害者が成人を迎えた後、家族から自立した生活が送れるよう、また、介護者が不在となった後も、住み慣れた地域で暮らし続けられるように、グループホームやケアホームの民間事業者等の誘導も含めた整備と運営を支援するとともに、グループホームやケアホーム等への入居をスムーズに行うための地域移行支援型入所施設の整備の検討を行います。

また、施設や病院に入所・入院している障害のある人が地域に移行し、安定した地域生活を送ることができるよう、関係機関の連携のもと、必要な基盤整備を強化・充実します。

②相談支援及び権利擁護

障害のある人が自らの生活のあり方を主体的に決定し、地域で自分らしい生活を送ることができるよう、障害のある人やその家族からの相談に応じて、個々の障害の特性や必要性に応じたさまざまなサービスを調整し、総合的・継続的に支援する相談支援体制の充実を図ります。

あわせて、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業、虐待防止体制など、障害のために選択や意思決定が困難で、判断能力が不十分な人の権利を擁護するしくみづくりを推進します。

③所得の保障及び医療費の助成

障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、国や都、区の制度に基づき年金・手当を給付し、一定水準の所得保障を行います。

また、障害のある人が必要な医療を受けた際の給付・助成を行います。



事業計画

①住み慣れた地域での暮らしの支援

事業名	事業内容	目標 (平成23～26年度)
73 障害者入所施設の整備の検討(★) [障害者福祉課]	● グループホーム・ケアホーム等への入居をスムーズに行うための地域移行支援型入所施設の整備の検討を行います。	実施
74 障害者グループホーム等の整備・運営支援 [障害者福祉課]	● 区内のグループホームやケアホームの民間事業者等の誘導も含めた整備と運営を支援します。	充実
75 グループホーム(区型)利用者等の支援 [障害者福祉課]	● 法外のグループホームを利用する知的障害者が引き続き住み続けられるよう支援します。	継続
76 グループホーム等入居者家賃補助事業の実施 [障害者福祉課]	● グループホーム・ケアホームを利用する障害者の経済的負担を軽減するため、利用者の家賃の一部を助成します。	充実
77 福祉ホーム運営費補助事業の実施(☆) [障害者福祉課]	● 身体障害者が利用する障害者自立支援法に基づく福祉ホームに対し、運営助成を行います。	継続
78 精神障害者退院促進・地域定着支援の充実 [保健計画課、向島・本所保健センター、保護課]	● 退院可能な長期入院中の精神障害者が、区内にある社会資源を活用し、自立し安定した地域生活ができるよう支援します。	充実

(★)は障害者自立支援法に基づく自立支援給付等(法内事業)

(☆)は障害者自立支援法に基づき区が行う地域生活支援事業(法定事業)

②相談支援及び権利擁護

事業名	事業内容	目標 (平成23～26年度)
79 障害者に対する相談体制の充実 [障害者福祉課、向島・本所保健センター]	● 障害の種別にかかわらず、障害者やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供等を実施します。	充実
80 地域活動支援センターにおける相談支援の充実(☆) [保健計画課]	● 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターI型において、相談支援を実施し、精神障害者の地域での自立生活を支援します。	充実

(☆)は障害者自立支援法に基づき区が行う地域生活支援事業(法定事業)

事業名	事業内容	目 標 (平成23～26年度)
81 成年後見制度の実施 [厚生課（権利擁護センター）]	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度に関する相談対応や利用促進のための条件整備を行い、成年後見制度を推進する体制づくりに取り組みます。 	継続
82 地域福祉権利擁護事業の実施 [厚生課（権利擁護センター）]	<ul style="list-style-type: none"> 判断力が不十分であるため、自らの選択等により適切なサービスを利用することが困難な障害者等に対し、サービスの利用援助等を行います。 	継続
83 財産保全管理サービスの実施 [厚生課（権利擁護センター）]	<ul style="list-style-type: none"> 知的障害者等の重要書類を預かり、権利を守る財産保全サービスを実施します。 	継続
84 こころの健康相談等の実施 [向島・本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> 保健センターにおける精神科専門医等による相談や、保健師による相談・訪問指導により、精神保健全般に関するこころの健康相談を行います。[こころの健康相談・酒害等依存症相談・思春期相談] 	継続

③所得の保障及び医療費の助成

事業名	事業内容	目 標 (平成23～26年度)
85 障害（基礎）年金（国制度）の支給 [国保年金課]	<ul style="list-style-type: none"> 障害（基礎）年金の受付を行います。 	継続
86 福祉手当（国制度）の支給 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> 精神または身体に特に重度の障害があるため、常時介護が必要な20歳以上の人に特別障害者手当を支給します。 精神または身体に重度の障害があるため、常時介護が必要な20歳未満の児童に障害児福祉手当を支給します。 従来福祉手当（昭和61年廃止）を受給していた20歳以上の重度障害者で、特別障害者手当・障害基礎年金のいずれも受給していない人に、経過的に福祉手当を支給します。 	継続
87 児童扶養手当・特別児童扶養手当（国制度）の支給 [児童・保育課]	<ul style="list-style-type: none"> 父または母に重度の障害がある等の状況で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している人に対し、児童扶養手当を支給します。 20歳未満の障害児を養育している人に対し、特別児童扶養手当を支給します。 	継続

事業名	事業内容	目 標 (平成23～26年度)
88 重度心身障害者手当(都制度)の支給 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 重度の障害があるため、常時複雑な介護が必要な障害者に対し、重度心身障害者手当を支給します。 	継続
89 心身障害者福祉手当(区制度)の支給 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体障害者1～3級、愛の手帳1～4度、特殊疾病認定を受けている人等を対象に、墨田区心身障害者福祉手当を支給します。 	継続
90 児童育成(育成・障害)手当(区制度)の支給 [児童・保育課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 20歳未満の障害児を扶養している人に対し、障害手当を支給します。 ● 父または母に重度の障害がある等の状況で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している人に対し、育成手当を支給します。 	継続
91 心身障害者(児)医療費助成(都制度)の実施 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体障害者手帳1～2級(内部障害は3級)、愛の手帳1～2度の人を対象に、医療費自己負担分の一部助成を行います。 	継続
92 自立支援医療(更生医療)の実施(★) [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者自立支援法に基づき、身体障害者手帳を持つ18歳以上の人、その障害の軽減や進行を防ぐために必要な医療を給付します。 	継続
93 自立支援医療(育成医療)の実施(★) [保健計画課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者自立支援法に基づき、比較的短期間の治療により障害の除去・軽減が期待される児童に必要な医療を給付します。 	継続
94 自立支援医療(精神通院)の実施(★) [向島・本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者自立支援法に基づき、通院による精神医療を継続的に要する人に対し必要な医療を給付します。 	継続
95 小児精神入院医療費助成制度(都制度)の実施 [向島・本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> ● 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則に基づき、小児精神入院医療費を助成します。 	継続
96 難病患者医療費公費負担制度(都制度)の実施 [向島・本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> ● 東京都難病患者等に係る医療等の助成に関する規則に基づき、難病患者医療費を助成します。 	継続

(★)は障害者自立支援法に基づく自立支援給付等(法内事業)

(6)安心・安全に暮らせるまちをつくる

① 障害の理解の促進	97 障害者福祉啓発事業の充実
	98 障害福祉関連講座の開催
	99 家庭教育学級(両親大学)の実施
	100 職員に対する福祉研修等の実施及び参加促進
	101 ボランティア育成講座の実施
② ユニバーサルデザイン・バリアフリーのまちづくりの推進	102 公共建築物等の改善整備
	103 民間建築物のユニバーサルデザイン化への指導・誘導
	104 公園出入口バリアフリー整備
	105 道路のバリアフリー整備
	106 福祉のまちづくり施設整備助成事業の実施
	107 福祉のまちづくり推進のための体制づくり
	108 交通安全施設対策の実施
	109 障害者交通安全等意見交換会の実施
	110 バリアフリーマップの運営
	③ 情報のバリアフリーの推進
112 対面朗読サービスの実施	
113 視覚障害者等への図書サービスの実施	
114 障害者宅・施設等への図書館サービスの実施	
115 福祉のひろば(ホームページ)等の充実	
116 資料館だよりの点字版の発行	
117 「声のたより」の発行	
118 講演会等における手話通訳者等の配置	
④ 緊急時・災害時対策の整備	119 緊急通報・火災安全システムの設置
	120 家具転倒防止・ガラス飛散防止器具取り付け事業
	121 災害要援護者サポート隊の結成支援
	122 地域社会における障害者救護体制の充実

網掛けは重点事業

施策の方向性

①障害の理解の促進

障害や障害のある人に対する無理解・無関心、偏見や差別をなくし、互いに認めあいながら、共生していくことのできる地域づくりにむけて、あらゆる機会を通じて、障害や障害のある人への理解を促進するための普及・啓発、福祉教育を推進します。

また、障害のある人を支援するボランティアの育成をすすめます。

②ユニバーサルデザイン・バリアフリーのまちづくりの推進

公共施設や学校、道路、公共交通機関等のバリアフリー化を、引き続き推進します。

また、バリアフリーの考え方を一歩すすめて、はじめから「すべての人が利用しやすい」ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを推進し、区民、事業者、区等が一体となって、障害のある人も自由に行動し、趣味やスポーツ・レクリエーション活動、ボランティア活動などに参加することができる環境づくりをすすめます。

③情報のバリアフリーの推進

視覚障害や聴覚障害のある人、自由に外出ができない人など、情報を自ら得ることが難しい人も、障害のない人と同様に、必要な情報を手に入れることができるよう、区のホームページのアクセシビリティ（利便性）への対応、区政情報等の点字版や録音テープ版の発行、講演会等への手話通訳者・要約筆記者の配置などを通じて、障害の特性に配慮した、わかりやすい情報提供を推進します。

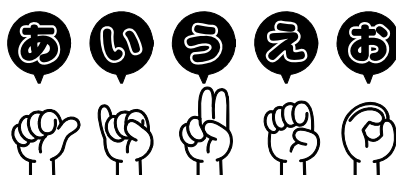
④緊急時・災害時対策の整備

緊急時の対応が困難な障害のある人を支援するとともに、地域と区との連携による災害時の救護体制を整備し、障害のある人が安心して生活できる地域づくりを推進します。

事業計画

①障害の理解の促進

事業名	事業内容	目標 (平成23～26年度)
97 障害者福祉啓発事業の充実 [障害者福祉課、広報広聴担当]	<ul style="list-style-type: none"> 障害者や障害者福祉への理解を深めるため、講演会等を開催するとともに、J:COM すみだ等の多様なメディアを通じて障害者施策の紹介をします。 すみだまつりや作業所等のふれあいまつり等の機会を通じて、啓発活動を行います。 「区のお知らせ」の紙面を通じて各種の障害者施策、障害者等に関する正しい知識の普及を行い、区民の理解の推進を図ります。 	充実
98 障害福祉関連講座の開催 [生涯学習課]	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習学校公開講座等のなかで、生涯学習の機会のひとつとして障害者むけの講座を開催します。 	継続
99 家庭教育学級(両親大学)の実施 [生涯学習課]	<ul style="list-style-type: none"> 障害者団体等が自主的に開催する家庭教育学級(両親大学)を積極的に支援します。 	継続
100 職員に対する福祉研修等の実施及び参加促進 [職員課、障害者福祉課、保健計画課]	<ul style="list-style-type: none"> 東京都、東京都社会福祉協議会、全国社会福祉協議会などが実施する研修への職員の派遣を積極的に行うとともに、区職員へ福祉研修等を行い、障害者に対する理解の推進と、職員の資質の向上を図ります。 	継続
101 ボランティア育成講座の実施 [あずま図書館、厚生課(すみだボランティアセンター)]	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者等への図書館サービスを充実するため、音訳者、点訳者、拡大写本者等を養成する講座を開催します。 ボランティア講座やボランティア講習会等の開催を支援し、区民ボランティアを育成します。 	継続



②ユニバーサルデザイン・バリアフリーのまちづくりの推進

事業名	事業内容	目 標 (平成 23～26 年度)
102 公共建築物等の改善整備 [関係各課]	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者用トイレの設置、エレベーター等の設置、階段の手すりの設置など、区の公共建築物、学校等のバリアフリー化をすすめます。 視覚障害者音声誘導装置の設置を推進します。 	充実
103 民間建築物のユニバーサルデザイン化への指導・誘導 [開発調整課]	<ul style="list-style-type: none"> 東京都ハートビル条例及び福祉のまちづくり条例、墨田区集合住宅条例及び開発指導要綱に基づき、民間建築物のユニバーサルデザイン化を指導・誘導します。 	充実
104 公園出入口バリアフリー整備 [道路公園課]	<ul style="list-style-type: none"> 区民のだれもが安心して利用できるよう、公園出入口等のバリアフリー化をすすめます。 	継続
105 道路のバリアフリー整備 [道路公園課]	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の段差を解消することにより、障害者、高齢者等の歩行者及び車いす等の円滑な通行を確保します。 	継続
106 福祉のまちづくり施設整備助成事業の実施 [厚生課]	<ul style="list-style-type: none"> 病院、公衆浴場等の公共的性格をもつ建築物を、墨田区福祉のまちづくり施設整備助成金交付要綱に基づき改善あるいは設置する場合において、その整備経費の一部を助成します。（整備工事費の1/2で350万円を限度） 	継続
107 福祉のまちづくり推進のための体制づくり [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> 福祉のまちづくりに関する情報交換や、全庁的な連絡調整を行うため、関係機関による調整会議等を開催します。 会議を通じた検討のもと、福祉のまちづくりを総合的に推進します。 	充実
108 交通安全施設対策の実施 [土木管理課、産業経済課]	<ul style="list-style-type: none"> 会議を通じた検討のもと、福祉のまちづくりを総合的に推進します。 障害者等歩行者の通行安全確保のため、道路上の商品の除去、放置自転車等の撤去などを行います。 墨田区商店街連合会の各種会合、区内商店街対象の各種指導事業を通じ、歩道・車道上の商品の撤去について指導を行います。 	継続

事業名	事業内容	目 標 (平成 23～26 年度)
109 障害者交通安全等意見交換会の実施 [土木管理課]	<ul style="list-style-type: none"> 障害者団体との意見交換を通じて交通安全施策の充実を図るため、「障害者交通安全等意見交換会」を実施します。 	継続
110 バリアフリーマップの運営 [厚生課]	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度作成のバリアフリーマップの充実を図るため、施設等の更新及び新規施設等の公募を実施します。 	充実

③情報のバリアフリーの推進

事業名	事業内容	目 標 (平成 23～26 年度)
111 障害に配慮した資料の作成 [関係各課]	<ul style="list-style-type: none"> 資料等の点訳を行います。 録音図書等の作成のための参考資料の収集を行います。 	継続
112 対面朗読サービスの実施 [あずま図書館]	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者等に対し、図書の対面朗読を実施します。 	継続
113 視覚障害者等への図書サービスの実施 [あずま図書館]	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者等に対し、点訳サービス、拡大写本サービス、音訳サービスを実施します。 	継続
114 障害者宅・施設等への図書館サービスの実施 [あずま図書館]	<ul style="list-style-type: none"> 図書館の利用が困難な障害者に対し、郵送・宅配によるテープ雑誌、録音図書等の貸出しサービスを行います。 知的障害者施設や高齢者施設への出張貸出しサービスを実施します。 	継続
115 福祉のひろば(ホームページ)等の充実 [広報広聴担当、障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> 区のホームページ上のアクセシビリティの向上を図るとともに、福祉のひろばを充実し、福祉サービス、イベント・講座など、区内の障害者や障害者団体にむけた情報提供を行います。 	継続
116 資料館だよりの点字版の発行 [すみだ郷土文化資料館]	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者にすみだ郷土文化資料館の事業や展示内容等の情報を提供するため、ボランティアとの連携のもと、資料館だよりの「みやこどり」の点字版を発行します。 	継続
117 「声のたより」の発行 [厚生課 (すみだ福祉保健センター)]	<ul style="list-style-type: none"> 区内在住の視覚障害者で希望する人に対し、「区のお知らせ」「区議会だよりの録音版・点字版を郵送します。 	継続

事業名	事業内容	目 標 (平成 23～26 年度)
118 講演会等における手話通訳者等の配置 [関係各課]	<ul style="list-style-type: none"> 区が主催する事業で、聴覚障害者の人が参加する場合に、手話通訳者・要約筆記者を配置します。 	継続

④緊急時・災害時対策の整備

事業名	事業内容	目 標 (平成 23～26 年度)
119 緊急通報・火災安全システムの設置 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> ひとり暮らしの重度身体障害者が急病時等の緊急事態に陥った際に、家庭内に設置した発信機により消防庁に通報できるようにします。 	継続
120 家具転倒防止・ガラス飛散防止器具取り付け事業 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> 地震による被害の軽減を図るため、家具転倒防止器具や飛散防止フィルムを取り付けます。 	継続
121 災害要援護者サポート隊の結成支援 [防災課]	<ul style="list-style-type: none"> 住民の助けあいにより、災害時に援護が必要な人の手助けをする「災害要援護者サポート隊」を各町会に結成し、住民の助けあいシステムを通じて、障害者や高齢者等の災害時の安全確保を図ります。 	継続
122 地域社会における障害者救護体制の充実 [防災課、保健計画課]	<ul style="list-style-type: none"> 概ね5年に1度実施される避難場所指定の見直しにあわせ、身近なところに避難場所を確保します。 障害者、高齢者等、災害時に支援が必要な人の2次避難所を積極的に確保します。 災害時医療救護活動マニュアルに基づき、救護体制の充実を図ります。 区民防災訓練や地域防災活動拠点会議等を通じ、災害時に支援が必要な人の救護体制の充実を図ります。 	充実



(7) 施策の推進体制を整備する

① サービスの質の確保・ 向上	123 障害福祉サービス苦情対応体制の機能強化
	124 障害福祉サービス第三者評価制度の推進
② 事業者や団体の支援	125 民間障害福祉サービス事業所への運営支援
	126 民間事業者との協働への検討
	127 ホームヘルパー(訪問介護員)等の育成支援
	128 ボランティアに対する支援
	129 心身障害者団体への運営費補助の実施
	130 精神障害者・家族への支援
	131 難病患者への支援
	132 高次脳機能障害の患者・家族への支援
	133 地域リハビリグループへの支援

網掛けは重点事業

施策の方向性

①サービスの質の確保・向上

障害福祉サービスに対する苦情対応体制の機能強化、第三者評価制度の推進など、障害福祉サービスの質の確保・向上にむけた取り組みをすすめます。

②事業者や団体の支援

障害福祉サービスの安定的な供給の確保や民間事業者の専門性等の活用にむけて、民間事業者やサービス提供者への支援・連携を推進します。

また、障害のある人の家族や家族会への支援を通じて、家族同士の交流や支えあいを促進します。

事業計画

①サービスの質の確保・向上

事業名	事業内容	目標 (平成23～26年度)
123 障害福祉サービス苦情対応体制の機能強化 [障害者福祉課、厚生課（社会福祉協議会）、高齢者福祉課、介護保険課]	<ul style="list-style-type: none"> すみだ福祉サービス権利擁護センターにおける、福祉サービス利用に際しての苦情対応体制の機能強化を図ります。 必要に応じて、専門家による苦情解決第三者機関「すみだ福祉サービス苦情調整委員会」が、苦情解決にむけて事業者との調整を行います。 	充実
124 障害福祉サービス第三者評価制度の推進 [厚生課（社会福祉協議会）]	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス提供事業者、利用者以外の第三者機関により、福祉サービスを評価・点検する制度である「福祉サービス第三者評価制度」を推進します。 	充実

②事業者や団体の支援

事業名	事業内容	目標 (平成23～26年度)
125 民間障害福祉サービス事業所への運営支援 [障害者福祉課、保健計画課]	<ul style="list-style-type: none"> 障害者に作業訓練や生活訓練等の社会適応訓練を行う民間団体が運営する事業所に対し、運営費の助成を行い、事業所の充実を支援します。 	継続
126 民間事業者との協働への検討 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> 区事業においても、区民の多様なニーズに応えるため、民間事業者の専門性や柔軟性を活用し、効率性の高いパブリックサポートサービスの検討に取り組みます。 	実施
127 ホームヘルパー（訪問介護員）等の育成支援 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> 障害者を介護するホームヘルパーの研修への支援を行い、ホームヘルパーの育成を支援します。 	充実

事業名	事業内容	目 標 (平成 23～26 年度)
128 ボランティアに対する支援 [総務課、あずま図書館、 障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア活動中の不測の事故に対する補償をするために、区が保険の掛け金を全額負担する墨田区ボランティア保険制度でボランティア活動を支援します。 ● 対面朗読、録音図書・点字図書・拡大写本製作に係わる奉仕者に対し、謝礼を支払います。 ● 区が主催または共催する事業に協力するボランティアに対し、交通費等の費用の一部を支弁します。 	継続
129 心身障害者団体への運営費補助の実施 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> ● 墨田区障害者団体連合会を通じて、心身障害者団体の運営及び自主活動を支援します。 	継続
130 精神障害者・家族への支援 [保健計画課、向島・本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> ● 精神障害者本人やその家族が、正しく病気を理解し交流することで、地域で安定して生活できるように支援します。 	継続
131 難病患者への支援 [保健計画課、向島・本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> ● 難病患者本人やその家族が、正しく病気を理解し、交流することで、地域で安定して生活できるよう支援します。 	継続
132 高次脳機能障害の患者・家族への支援 [保健計画課、向島・本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通事故等で脳機能に障害を受けることによって起こる高次脳機能障害について、区民や企業等に理解の推進を図ります。 ● 高次脳機能障害の人の地域での自立生活、家族への支援を実施します。 	継続
133 地域リハビリグループへの支援 [保健計画課、向島・本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> ● 在宅療養者の社会参加を促進するため、各地域の自主グループの育成をすすめます。 	継続

資料 1. 計画策定のための体制

(1) 墨田区障害者施策推進協議会設置要綱

昭和 57 年 4 月 10 日
57 墨厚厚発第 178 号

(設置)

第 1 条 墨田区障害者行動計画の推進及び改定にあたり、障害者及びその関係者と協議するため、墨田区障害者施策推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(構成)

第 2 条 推進協議会は、委員 22 人以内をもって構成する。

2 推進協議会の委員は、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者、障害者団体等の代表者、学識経験者、区議会議員及び関係行政機関等の職員のうちから区長が委嘱又は任命する。

(会長等)

第 3 条 推進協議会に会長を置く。

2 会長は、推進協議会の委員のうちから区長が選任する。

3 会長は、会議を主宰し、総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代行する。

(協議事項)

第 4 条 推進協議会は、次の事項を協議する。

(1) 墨田区障害者行動計画に基づく障害者施策の推進に関すること。

(2) 墨田区障害者行動計画の改定に関すること。

(3) その他区長が必要と認める事項

(招集)

第 5 条 推進協議会は、区長が招集する。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任機関とする。

(報酬)

第 7 条 委員に対しては、会議への出席 1 回につき別に定める額の報酬を支給する。ただし、区の職員には支給しない。

(庶務)

第 8 条 推進協議会の庶務は、福祉保健部障害者福祉課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営について必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、昭和 57 年 5 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

付則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

(2)墨田区障害者施策推進協議会委員

	氏 名	所 属 等	任 期
障害者団体等の代表者	平 墳 隆 一	墨田区障害者団体連合会	21. 5. 1～23. 4. 30
	浮 嶋 松 男	墨田区障害者団体連合会	21. 5. 1～23. 4. 30
	荘 司 康 男	墨田区障害者団体連合会	21. 5. 1～23. 4. 30
	前 田 君 代	墨田区障害者団体連合会	21. 5. 1～23. 4. 30
	木 田 香津江	墨田区障害者団体連合会	21. 5. 1～23. 4. 30
	三 浦 八重子	墨田区精神障害者を守る家族会	21. 5. 1～23. 4. 30
	大 山 洋 子	墨田区知的障害者相談員	21. 5. 1～23. 4. 30
	海 宝 雄 次	墨田区身体障害者相談員	21. 6. 1～23. 4. 30
学識経験者	椽 木 昭 三	墨田区民生委員・児童委員協議会	21. 5. 1～23. 4. 30
	西 山 恒 八	墨田区社会福祉協議会	21. 5. 1～23. 4. 30
	森 川 政 男	(株)ハクワクリーニング商会代表取締役	21. 5. 1～23. 4. 30
区議会議員	林 恒 雄	墨田区議会議員	21. 5. 1～23. 4. 30
	あそう あきこ	墨田区議会議員	21. 5. 1～23. 4. 30
	と も 宣 子	墨田区議会議員	21. 5. 1～23. 4. 30
	鈴 木 順 子	墨田区議会議員	21. 5. 1～23. 4. 30
	青 木 いさむ	墨田区議会議員	21. 5. 1～23. 4. 30
	あ べ きみこ	墨田区議会議員	21. 5. 1～23. 4. 30
関係行政機関の職員	廣 瀬 正 雄	東京都立墨田特別支援学校校長	21. 5. 1～23. 4. 30
	東 川 正二郎	特別支援学級設置中学校代表 (寺島中学校校長)	21. 5. 1～23. 4. 30
	小 泉 享	墨田公共職業安定所 職業相談部長	22. 4. 1～23. 4. 30
	稲 垣 智 一	墨田区保健所所長	22. 4. 1～23. 4. 30

(3)墨田区地域福祉計画推進本部設置要綱

平成5年12月21日

5 墨厚厚第555号

(設置)

第1条 地域福祉計画に基づく福祉施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、墨田区地域福祉計画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(構成)

第2条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、区長とし、推進本部を総括する。

3 副本部長は、副区長とする。

4 本部員は、教育長及び部長(部長相当職を含む。)の職にある者をもって充てる。

5 本部長は、特に必要があると認めるときは、審議事項に関係のある職員に推進本部への出席を求めることができる。

(審議事項)

第3条 推進本部において審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 墨田区地域福祉計画及び福祉保健分野の個別計画に基づく施策の総合調整及び推進に関すること。

(2) その他本部長が必要と認める事項

(招集)

第4条 推進本部は、本部長が招集し、主宰する。

2 本部長に事故があるときには、副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表に掲げる者をもって構成する。

3 幹事会は、推進本部に付議する事案を調査・検討するほか、施策の推進に必要な事項を協議する。

4 幹事会は、効率的な運営を図るため必要と認めるときは、協議事項に関係のある幹事をもって開催することができる。

5 幹事会に、ワーキンググループを置くことができる。

6 ワーキンググループの構成員及び検討事項並びに運営に関する事項は、福祉保健部長が定める。

(事務局)

第6条 推進本部に事務局を置く。

2 事務局長は、福祉保健部長をもって充てる。

3 事務局長は、次の職務を行う。

(1) 幹事会を招集し、主宰すること。

(2) 推進本部に付議する事案の調整、整理及び提出に関すること。

(3) 推進本部の決定事項に係る事務の執行調整に関すること。

(4) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

4 事務局長は、前項第2号から第4号までの事務を行うに当たり、各本部員等に対し、必要な資料の提出又は報告を求めることができる。

5 事務局長は、必要に応じて、協議事項に関係のある職員に幹事会への出席を求めることができる。

6 事務局の庶務は、福祉保健部厚生課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営その他必要な事項は、本部長が定める。

付則

この要綱は、平成6年2月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

<別表> 墨田区地域福祉計画推進本部幹事会

企画経営室	企画・行政改革担当課長
総務部	総務課長
区民部	窓口課長
区民活動推進部	区民活動推進課長
区民活動推進部環境担当	リサイクル清掃課長
産業観光部	生活経済課長
福祉保健部	厚生課長、保護課長、障害者福祉課長、介護保険課長、 高齢者福祉課長、福祉保健部子育て支援担当子育て計画課長、 児童・保育課長、子育て支援総合センター館長
福祉保健部保健衛生担当	保健計画課長、向島保健センター所長、本所保健センター所長
都市計画部	都市計画課長
都市整備部	都市整備課長
教育委員会事務局	庶務課長

(4) 検討経過

墨田区障害者施策推進協議会検討経過

第 1 回	平成 22 年 11 月 17 日(水) 午前 10 時～12 時 墨田区役所 123 会議室	1. 「第 4 期墨田区障害者行動計画」の改定(中間のまとめ)について
第 2 回	平成 23 年 1 月 31 日(月) 午前 10 時～12 時 墨田区役所 122 会議室	1. 「第 4 期墨田区障害者行動計画」の改定(素案)について

墨田区地域福祉計画推進本部検討経過(障害者行動計画関係)

第 1 回	平成 22 年 11 月 9 日(火) 午前 11 時～12 時 墨田区役所 庁議室	1. 「第 4 期墨田区障害者行動計画」の改定(中間のまとめ)について 2. 「墨田区障害者行動計画」の進捗状況について
第 2 回	平成 23 年 1 月 25 日(火) 午前 11 時～12 時 墨田区役所 庁議室	1. 「第 4 期墨田区障害者行動計画(後期)」中間のまとめパブリック・コメント手続の実施結果について 2. 「第 4 期墨田区障害者行動計画(後期)」素案について

墨田区地域福祉計画推進本部幹事会検討経過(障害者行動計画関係)

第 1 回	平成 22 年 11 月 1 日(月) 午後 1 時 30 分～2 時 30 分 墨田区役所 123 会議室	1. 「第 4 期墨田区障害者行動計画」の改定(中間のまとめ)について 2. 「墨田区障害者行動」の進捗状況について
第 2 回	平成 23 年 1 月 18 日(火) 午後 1 時 30 分～2 時 30 分 墨田区役所 121 会議室	1. 「第 4 期墨田区障害者行動計画(後期)」中間のまとめパブリック・コメント手続の実施結果について 2. 「第 4 期墨田区障害者行動計画(後期)」素案について

資料2. 用語（キーワード）の解説

あ行

アクセシビリティ	情報やサービスなどが、さまざまな人にとって利用しやすいかどうかを表す言葉であり、特にインターネットにおいて、障害などの理由により制約ある条件で利用している人にも内容が伝わるようにホームページが作られているかどうか、という意味で使われます。
ADHD(注意欠陥多動性障害)	「Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder」の略で、注意集中が難しい、多動・落ち着きがない、衝動的で思いついたら行動に移してしまう、といった症状を特徴とする発達障害の一種であり、通常、7歳までに症状があらわれ、その状態が継続します。生まれつきの中枢神経系の障害が原因とされています。
LD(学習障害)	「Learning Disorder」の略で、全般的な知的発達に遅れはないものの、聞く、話す、書く、推理するまたは計算する能力のうち特定のものを習得するのに著しい困難がある状態のことです。ADHDと同様に、生まれつきの中枢神経系の障害が原因とされており、注意集中・多動の障害や社会性・運動面での困難をあわせもつことが多いとされています。

か行

官公需	国や公団、地方自治体等が、物品を購入したり、サービスの提供を受けたり、工事を発注したりすること。国は官公需にかかる福祉施設の受注機会の拡大を求めており、障害者雇用の拡大や工賃アップのため、地方自治体も積極的に取り組む必要があります。
グループホーム・ケアホーム	自宅での生活が困難な人が、地域において共同で生活する場のことです。障害者自立支援法に基づくサービスとして、従来のグループホーム（共同生活援助）に加え、平成18年10月より、新たに、入浴、排せつ、食事等の介護を提供するケアホーム（共同生活介護）が対象となりました。
高機能自閉症・アスペルガー症候群	発達障害の一種であり、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいいます。
高次脳機能障害	交通事故などの脳外傷、脳卒中などの疾病、低酸素障害などが原因で脳が損傷し、思考、記憶、行為、言語、学習、注意などに障害が起きた状態です。同障害者の多くは外見からはわかりにくく、本人も自覚していないことが多いのですが、実際には日常生活を送るためのケアが必要な人が多く、福祉サービスや社会復帰のためのリハビリなどの支援体制の確立が課題となっています。

さ行	成年後見制度	判断能力の不十分な知的障害者、精神障害者、認知症高齢者等を保護するための民法上の制度です。
た行	通級指導学級	小・中学校の通常の学級に在籍する比較的軽度の言語障害、情緒障害、弱視、難聴等のある児童・生徒に、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、個々の障害に応じた特別の指導を特別の場で行う教育形態のことです。
な行	ノーマライゼーション	障害のある人もない人も、社会の一員として、お互い尊重しさえあいながら、地域のなかでともに生活する社会こそがあたりまえの社会である、という考え方です。
は行	発達障害	脳機能の障害により、心身の成長発達の途上で何らかの歪みや遅れなどがあらわれる状態をさします。平成 17 年に施行された発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害 (LD)、注意欠陥多動性障害 (ADHD)、その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものを発達障害と定義しています。
	パブリック・コメント	区の基本的な施策等を策定する過程において、事前にその案を広く公表し、区民等が意見を述べる機会を設け、それに対する区の考え方を公表していく一連の手続きのことです。
や行	ユニバーサルデザインとバリアフリー	ユニバーサルデザインは、製品、建物、環境について、障害のある・なしにかかわらず、あらゆる人が利用しやすいようはじめから考えてデザインするという考え方のことです。すでにあるバリア（障壁）を取り除くバリアフリーに対して、ユニバーサルデザインでは、すべての人に対して最初からバリアを生み出さないことを意味します。
ら行	レスパイト	「息抜き・休養」を意味します。在宅の障害者がショートステイやデイサービス等を利用することでその間、介護者が一時的に介護の負担から開放され、休養をとることを意味します。

第4期墨田区障害者行動計画（前期）

平成23（2011）年3月

発行：墨田区

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

TEL（03）5608-6578

FAX（03）5608-6423

編集：墨田区福祉保健部